

公益財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

第20回日中民商事法セミナー

第46号

2016年7月

目 次

第 46 号 2016 年 7 月

＜冒頭挨拶＞ 公益財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫 i

＜第 20 回目中民商事法セミナー特集＞

プログラム iii
講師略歴書 iv

開会挨拶 宮原賢次 公益財団法人国際民商事法センター会長 1
林 念修 国家発展改革委員会副主任 2
中井隆司 法務省法務総合研究所総務企画部長 4
赤星 康 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長 5
明 晓東 中国駐日本国大使館公使参事官 6

司会者挨拶 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事 7

講演 「外国投資立法の制定動向と外国投資への影響」 8

講 師： 国家発展改革委員会 法規司司長 李 亢

コメント 森川伸吾 曾我法律事務所 弁護士 25
平野温郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授 30

討論・会場質疑 34

総 括 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事 40

＜添付資料＞

講演資料「外国投資立法の制定動向と外国投資への影響」 李 亢 41
同上 コメンテーター資料 1 森川伸吾 53
同上 コメンテーター資料 2 平野温郎 56

第 1 回～第 20 回目中民商事法セミナー講演及び講師一表 65

巻頭挨拶

公益財団法人国際民商事法センター理事長
原田明夫

機関誌第 46 号をお届けします。

本号は、第 20 回日中民商事法セミナーを特集しております。当財団は法務省法務総合研究所並びに日本貿易振興機構（JETRO）との共催で、日中両国の民商事法分野での相互理解と交流を深めるため、専門家を交互に派遣、招へいしセミナーを開催してきており、今年度は第 20 回日中民商事法セミナーを添付プログラムのとおり、2 月 25 日に東京において開催しました。

今回は、当財団の中国側窓口機関として常時ご支援いただいている国家発展改革委員会より林念修副主任をご来賓としてお迎えし、ご挨拶をいただきました。

さて、セミナーは当財団の重要事業の一つとして平成 8 年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招へいし講演を行ってもらう方式をとっておりますが、今年度は日程の都合上、東京のみで実施しました。

今回のセミナーでは「中国外資法」をテーマとして取り上げ、外国投資プロジェクト審査の管轄部署である国家発展改革委員会法規司司長の李氏を講師としてお呼びしました。講演では、自由貿易区における外国投資ネガティブリストの管理の実践と進展、中国の外国投資政策及び立法の新たな動きを含む、中国の外国投資法の変遷と現状を説明いただきました。

セミナーは中国講師の講演の後、日本側のコメント、相互討論及び会場との質疑応答が行われました。本号では講演及びコメント、質疑応答を取りまとめて掲載しております。

また、末尾に第 1 回から今回の第 20 回までの本セミナーのテーマ、講師等を整理し一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

第20回日中民商事法センター
テーマ：「中国外資法」

開催日：2016年2月25日(木)
会場：平河町JA共済ビル カンファレンスホール
東京都千代田区平河町2-7-9

プログラム

<中国語・日本語同時通訳>

13:30～ 開場
14:00～14:30 開会挨拶 宮原賢次 公益財団法人国際民商事法センター会長
林 念修 国家発展改革委員会副主任
中井隆司 法務省法務総合研究所総務企画部長
赤星 康 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長
明 晓東 中国駐日本国大使館公使参事官
総合司会 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

14:30～15:30 講演

演題： 外国投資立法の制定動向と外国投資への影響
講師： 国家発展改革委員会 法規司司長 李 亢

15:30～16:30 日本側コメント

コメンテーター： 森川伸吾 曽我法律事務所 弁護士
平野温郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

16:30～16:40 休憩

16:40～17:20 討論・会場質疑

17:20～17:30 総括 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・当財団理事

(閉会)

【略歴】

氏名：林念修 (LIN NIANXIU)

生年月日：1963年10月

出身地：山東省

最終学歴：吉林大学経済管理学院 修士

職歴：機械電子工業部電子業界発展司規画処 処長

国家計画委員会弁公室 助理巡視員 秘書

国務院信息化工作弁公室総合組長 国家計画委員会弁公室 秘書 局長

国務院弁公庁 秘書 局長

国家エネルギーリーダー組弁公室 副主任

広西壮族自治区人民政府 副主席 党組メンバーなどを歴任。

2014.3～現在 国家発展改革委員会副主任 党組メンバー

その他：中国共産党18大 代表

広西壮族自治区 第十回 党代表

広西壮族自治区 第十一、第十二回 人民代表大会 代表

【略歴】

氏名：李亢 (LI KANG)

生年月日：1966年7月

出身地：上海市

学歴：人民大学 法律学部卒 博士

略歴：1988年 国家物価局

1997年 国家計画委員会

2005年 国家発展改革委員会法規司副司長

2014年 国家発展改革委員会法規司司長

長期に渡り、マクロ経済改革・発展に関する法制面の仕事に従事。マクロ経済政策法規、その他重要文書の起草に参画。並びに行政不服審査案件、行政執行行為の規範に係わる仕事を取込む。深い理論性と豊富な実践経験を兼備。

第20回日中民商事法センター

2016年2月25日(木)

平河町JA共済ビル カンファレンスホール

<開会挨拶（1）>

宮原 賢次（公益財団法人国際民商事法センター会長）

公益財団法人民商事法センター会長をしている宮原でございます。第20回日中民商事法セミナーの開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まず今回のセミナーのために中国から遠路お越しいただきました国家発展改革委員会の林念修副主任、李亢法規司司長、それから国際合作司の梁副司長をはじめとする中国ミッションの皆さま、心より歓迎の意を表します。よくおいでいただきました。また、会場には企業の方々を中心に法曹・学術関係の方々や、中国大使館の明公使参事官をはじめ、中国の弁護士の方々など、広い範囲から多数お集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

本セミナーは当財団の設立の年であります1996年の第1回を東京で開催しまして以来、毎年北京と日本で交互に開催を続けております。両国の間にさまざまな問題がありながら、双方の協力で一度の中止もなくこの記念すべき第20回を迎えることができ、非常にうれしく思っております。

ご承知のとおり、国家発展改革委員会は国务院に属し、中国国家の経済運営の産業政策を担当される大変重要な機関です。林副主任はその要職におられる方で、大変お忙しい公務の中、スケジュールをやりくりしてこのセミナーにおいでいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

今回のセミナーでは中国の外資法をテーマとして取り上げました。講演では自由貿易区における外国投資ネガティブリストの管理の実践と進展、中国の外国投資政策及び立法の新たな動きを含む、中国の外国投資法の変遷と現状を説明いただくことにしています。今回は外国投資プロジェクト審査の管轄部署である、国家発展改革委員会法規司司長の李氏にご講演いただきます。日本企業が中国で経済活動を行っていく上で重要なものですので、管轄部署の責任者の方から最新の情報を直接お聞きできることは、われわれにとって誠に有益な機会であろうかと思います。

コメンテーターとして東京大学大学院法学政治学研究科の平野教授、ならびに曾我法律事務所の森川弁護士には、よろしくお願ひ申し上げます。

本日テーマの司会と総括は、松尾綜合法律事務所の小杉丈夫弁護士にお願いしております。日本側コメンテーターの先生との議論や、会場からの質問を加えまして、本日のセミナーが皆さまにとり有意義なものになることを祈念しまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

＜開会挨拶（2）＞

林 念修（国家発展改革委員会副主任）

尊敬する宮原会長、原田理事長、そしてご参会の皆さま方、こんにちは。ちょうど今、春を迎えようという季節ですが、このような素晴らしいときに東京に来ることができてうれしく思います。この第20回中日民商事法セミナーに出席することを大変喜んでおります。経済界の皆さま、法曹界の皆さまとともに、今回は外国企業の投資立法に関する問題について議論をすることになっております。ここに中国国家発展改革委員会を代表しまして、このセミナーの開催に心よりお祝いを申し上げます。国際民商事法センターには、今回のシンポジウムの準備にさまざまご尽力をくださいましたことを心から感謝申し上げます。

中日の民商事法のセミナーは1996年に開催されて以来、20年の歴史を数えました。これまでの歩みを振り返りますと、双方の努力のもとでセミナーは常に誠実な対話をを行い、友好交流を行い、着実な協力の理念をもとに、双方がともに関心を寄せる経済や法律の問題について議論をしてまいりました。お互いにヒントを得ながら双方の関連分野の理解、そして相互信頼を深めることとなり、またこのセミナーの知名度、影響力も絶えず高まっていると認識しております。このセミナーは両国の経済界、法曹界を結び付ける重要な絆となっております。両国関係の推進のためにも、大きな役割を果たしてまいりました。宮原会長、原田理事長をはじめとする日本の国際民商事法センターの皆さま、長年にわたってご尽力くださいましたことに、心より敬意と感謝を申し述べます。

皆さん、中国は改革開放を始めて、その初期から日本企業の投資導入を重視してまいりました。近年中日の投資貿易分野の協力は深まっており、中国は日本にとって最大の貿易パートナーであり、日本は中国にとって3番目の投資のリソースとなる国です。去年末現在、日本の対中投資のプロジェクト数は累計ですが5万件近く、また実投入ベースでは、日本から1018億ドルの投資が行われてまいりました。こうした日本企業を含む外資の導入、利用をしてきたおかげで、中国と世界経済の関係は密接になり、相互関係は強まり、中国はますます世界の分業体制の中に関わることになり、世界経済の成長にも大きく貢献するようになってまいりました。いまや世界経済の発展の重要な原動力ともなっております。

それと同時に、中国は全方位でさまざまな層にわたり、幅広い分野の対外開放の局面を形成し、中国の特色のある開かれた経済体制を構築してまいりました。外資の中国での発展のためにも、制度的な保障をしてまいりました。今、中国経済は新状態と呼ばれるニューノーマルの時代に入っています。スピーディーな変化、構造の最適化、パワーシフトなどの特徴が著しくなっています。こうした新しい状態、ニューノーマルに適応し、これをリードするためにも外資導入を推進し、これにより中国の全面的なゆとりのある社会の構築の中でもより大きな役割を果たしたいと思います。中国政府はこのために関連する政策法律の見直しや整備を行っています。去年の9月、中国では開かれた経済新体制を構築するための、若干の意見を発表しました。開かれた経済新体制の基本的な原則、全体的目標、重点的な任務を明確にしました。

一方、昨年の10月、中国共産党18期5中全会では国民経済・社会発展第13次5カ年計画制定に関する提案を審議・採択し、革新、調整、グリーン（注：環境保護、省資源、人と自然の共生等の意味）、開放、共有ということをキーワードとした発展の理念を打ち出しました。開放は、国の繁栄と発展を促すための必須の道である貿易の円滑化の体制メカニズムを構築すること、さらに外国投資管理体制を革新し、秩序あるサービス業の対外開放を拡大し、オープンで安全な金融システムを構築し、渉外的な法律法規の体系を構築するという一連の重点任務を明確にしました。

中国の外国投資立法を整備することは、先に述べた重点任務の中の重要な、具体的な措置でもあります。中国では今、外国企業に関する投資法の制定・検討を行っており、内資・外資を統一した法律法規として行っていこうとしています。外資の投資企業の合法的な権利を守り、外資には参入前の内国民待遇プラス、ネガティブリストの管理モデルを実行し、外資の導入の質を高め、さらに参入の規制を緩和しながら、各業界において秩序ある開放を拡大することを目的とし、各国の企業に対中投資をする上で、より良い法律の保障を提供しようとしています。

われわれは法治化を絶えず行い、国際化、そして円滑化をしたビジネス環境を整備してまいります。そして公平で公正なる法治の環境、平等な競争の市場の環境、高効率で透明な行政の環境をつくるために努力してまいります。これから開放を統一し、競争は秩序ある市場体系をつくり、監督・管理のルールも作ってまいります。非差別的なルールを尊重した国際的なビジネス慣行を尊重し、平等に外国投資企業を含む全ての市場のプレーヤーを扱っていきます。また投資、貿易など、対外開放の分野で全面的に管理体制の円滑化を図っていきます。さらにサービス保障システムを健全化し、市場アクターへのサービスのレベルを向上してまいります。

これは外国投資立法に関して今考えていることでもあります。後ほど、発展改革委員会の法規司の責任者である李克さんから講演があります。李さんはこれまででも外国企業の投資法律法規の基礎作業に繰り返し携わっている方です。彼の講演を通じて、中国の外国投資管理の現状や、立法の動きについて認識を深めていただけるものと期待しております。

日本も外資導入の面では長い歴史があり、経験が豊かにあります。関連する立法も整備されていると存じています。例えば1950年代に日本は外資法を実施しました。1990年代には外国為替及び外国貿易法を作り、輸入促進及び対内投資事業円滑化に関する臨時措置法も作りました。世界中に100近い貿易振興機構を作り、そして外国企業の対日投資の奨励に当たってきました。今回のセミナーにおきましては、専門家が私どもにコメントや解説をしてくださるというアレンジもしてくださいました。今日のこの交流セミナーは、きっと中国の外資の投資立法をさまざまに促したり、参考になると思います。

皆さま、中国と日本は近隣同士の国であり、世界でも大変重要なエコノミーです。協力を強化することは、両国の経済発展、社会の発展、そして人々の幸福に資するだけでなく、アジア太平洋、世界の安定や、発展・繁栄にも資するものです。ぜひ手を携えて開拓、協力をして、このセミナーをこれからもよく行き、戦略的な互恵関係の発展のために新たな貢献をしようではありませんか。

最後になりますが、このセミナーの成功をお祈りし、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

<開会挨拶（3）>

中井 隆司（法務省法務総合研究所総務企画部長）

法務総合研究所の中井と申します。第20回日中民商事法セミナーの開催に当たり、法務省法務総合研究所を代表しまして、ご挨拶を申し上げます。

林念修中華人民共和国国務院国家発展改革委員会副主任、李亢同委員会法規司司長をはじめとする中国代表団の皆さま方、中国から遠路お越しいただき、心から歓迎申し上げます。また、財団法人国際民商事法センターの宮原賢次会長、原田明夫理事長、独立行政法人日本貿易振興機構の赤星康副理事長、駐日中華人民共和国大使館明暉東公使参事官、その他ご臨席の皆さま方、本日はご多用の中、本セミナーにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

日中民商事法セミナーは民商事法分野を中心として、日中両国の法制度やその運用の現状、課題について、相互に理解を深めるとともに、両国の交流の発展に寄与することを目的として、1996年から毎年開催されてきたものであり、着実に回を重ね、今回で記念すべき20回目を迎えました。長年にわたり途切れることなく、このような日中間の交流が続けられてきたことを大変喜ばしく思います。そして、このことにご尽力いただいた全ての皆さま方に対し、あらためて敬意を表したいと存じます。

これまでこのセミナーでは、その時々において日中両国の興味や関心のある事柄がテーマとして取り上げられ、意見交換がなされてまいりました。今回のテーマである外国投資法は中国の経済発展に伴い、中国国内はもちろん、中国と関連する日本企業でも大いに注目されるものと思われます。また、同法は市場経済の下、公平な競争を確保するため、外国資本の参入規制の在り方を大きく転換するものであるとお聞きしておりますので、日中両国にとって大変関心の高い分野だと思います。

本日のセミナーはこのような時宜にかなったテーマについて、日中両国がお互いの経験を伝え合い、相互理解を深める、またとない機会であります。本日のセミナーが実り多きものとなることを願っております。

最後に、今後の日中両国の発展とともに、ご参加の皆さま方のご健勝を祈念申し上げて、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

<開会挨拶（4）>

赤星 康（独立行政法人日本貿易振興機構副理事長）

皆さん、こんにちは。国家発展改革委員会の林念修副主任をはじめとする中国側関係者の皆さま、国際民商事法センターの宮原賢次会長をはじめとする日本側関係者の皆さま、そしてご臨席の皆さま、ただ今ご紹介に預かりましたジェトロの赤星です。共催者として一言ご挨拶申し上げます。

中国への日本企業の進出は、2014年10月時点で3万2000拠点以上と、日本の全海外進出企業数の約5割を占め、最大の進出先となっております。一つの興味深い指標として、ジェトロが昨年10月から11月にかけて中国に進出している日系企業に対して実施したアンケート調査によりますと、中国での今後のビジネス展開について「拡大」と回答した企業は、製造業が35%であったのに対し、非製造業は44%と、非製造業の方が上回る結果となりました。

また中国において日系企業が拡大する機能としては、「販売機能」と回答された企業が62%と最も多くなりました。中国投資の魅力が製造拠点から内販市場に移行する中で、進出日系企業の対中ビジネスは新たなステージに入っていると言えると思います。

昨年11月に公表されて、先ほど林副主任からもお話をありました「第13次5カ年計画の策定に関する中国共産党中央委員会の建議」では、「より高いレベルの開放型経済発展を目指す」とし、外資誘致を引き続き拡大・進化させていくという方針が打ち出され、外資企業に対する内国民待遇や、ネガティブリスト管理制度の全面的実施についても言及されております。

そうした中、日本企業が投資・ビジネスに関する中国の法整備の状況について理解することは、ビジネスの円滑化とさらなる投資促進のためにとても有意義なことと考えております。毎年北京の日本企業の集まりであります中国日本商会が、私どもジェトロがその事務局となり、中国の投資環境改善に向けた中国政府との対話促進を目的として、日系企業が直面している課題の分析や解決のために、「中国経済と日本企業白書」を取りまとめています。その2015年版では、法制度解釈の統一的な運用、制度変更の際の十分な準備期間、諸手続きの簡素化・効率化といった予見可能性が提案されております。

本日のセミナーにおいて中国の外国投資法がテーマとして取り上げられ、中国の外国投資プロジェクトの主管部署である国家発展改革委員会、法規司の李亢司長から外国投資法の立法作業の現状についてお話しいただくことは、日本企業にとってもまた貴重な情報収集の機会となると考えております。

ジェトロは中国に北京、上海など8カ所に事務所を設け、中国に進出される日本企業の皆さま方に對し、ビジネス情報の提供やさまざまな事業の実施を通して支援をさせていただいております。日本企業のビジネス環境が変化する中、こうした活動をより一層強化していきたいと考えております。中国ビジネスにおきましては、ぜひともジェトロをご活用いただきますようお願い申し上げます。また、中国政府におかれてもジェトロの窓口機能をご認識いただき、これを役に立てていただければと思います。

最後に、本日のセミナーが日中経済関係の健全な発展につながっていくことを期待しまして、私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

＜開会挨拶（5）＞

明 晓東（中国駐日本国大使館公使参事官）

尊敬する宮原会長、原田理事長、林念修副主任、ご在席の皆さま、こんにちは。第20回中日民商事法セミナーが盛大に行われております。中国国家発展改革委員会の林念修副主任も、代表団を率いて参加しております。今年は中日民商事法交流の制度が設立されて20周年となります。中国の駐日本国大使館を代表いたしまして、今回のセミナーを心からお祝いしたいと思います。また、林副主任が参加されたことに心から歓迎の意を表したいと思います。現在のところ、中日民商事法セミナーは既に20回も行われております。

この20年間、中日両国間の関係はさまざまな変化がありました。しかし順風な際にも曇っているときにも、私たちの交流が中断されることはありませんでした。両国の民商事法のサービスは双方の経済のため、また双方の企業のためにかけがえのない役割を果たしています。このセミナーは既に両国の法曹界、経済界をつなぐ絆となっています。20年間、この民商事法の交流のために貢献された先輩方、関係方に心からの感謝を申し上げたいと思います。

中国は市場経済が行われている国です。市場経済は法治経済が重要です。去年の10月に中国共産党第18期50全会が行われ、その中で第13次5カ年計画の策定に関する提案が出されました。科学的な立法、そして法治経済を速やかに構築するという目標が打ち出されました。そのために経済立法を強化し、経済法制を整備することがとても重要な任務となってきています。ここ数年、民法、商法、経済法が、中国の経済生活においてさらに重要な役割を果たすようになってきています。中国は経済法制整備を行うことによって、さらに市場の秩序をルールにのっとったものにし、経済の活力を増していくかなければなりません。

日本は早くから市場経済構築を行っております。そのために豊かな経験を有しています。中国の市場は大きく、どんどん開放されるようになってきています。双方が民商事法の分野で、さらに協力できると思っています。中日民商事法の交流がさらに進化し、双方の企業に法律の情報や支援を提供してほしいと思います。そして、投資の利便性を上げるためにも、さらに良い役割を果たしてほしいと思います。今回のセミナーの成功を祈念しております。ありがとうございます。

＜司会者挨拶＞

小杉 丈夫（松尾綜合法律事務所弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事）

司会を担当することになっております、弁護士の小杉丈夫です。皆さまのご協力を得て、有意義な討論会になるように努めたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

今回の講演のテーマは「中国の投資立法」です。先ほどのご挨拶の中にも出ていましたように、中国では現在、三資企業と言いますか、三資法と言いますか、三つの法律で外資の規制がされていますが、その改正という作業が現在、いろいろな方面で進んでいます。中国の場合はその外資の規制も、一つのお役所ではなく、幾つかの役所が分業して管理するという体制になっていて、国務院や商務部、今日の国家発展改革委員会というようなところが分業して管理しているということです。

日本にはこの設立審査について、商務部の規制というのは、割合多く情報がもたらされているように思いますが、国家発展改革委員会が担っていらっしゃるプロジェクト項目、つまり投資の客体についての審査については、今までそれほど情報がなかったように思います。そういう点で、このたび李亢法規司司長においていただいて、国家発展改革委員会の現在進めていらっしゃることや、将来の方向についてお話を頂けることは、大変ありがたいことだと思っております。

李亢法規司司長のご略歴は、今日お配りしている資料のこのプログラムの後にございますので、ご覧いただきたいと思います。人民大学法律学部を卒業されて以来、いろいろ経験を重ねられて、2014年から国家発展改革委員会法規司司長を務めていらっしゃいます。長期にわたり、経済発展に関する法制面を担当していらっしゃる方ですので、有意義なお話がうかがえると思っております。

それでは李法規司司長、よろしくお願ひいたします。

講演：外国投資立法の制定動向と外国投資への影響

講師：李 元（国家発展改革委員会 法規司司長）

はじめに

皆さん、こんにちは。今日はこのような機会を大変光栄に思っております。皆さんに中国の外国投資立法の状況についてご紹介をさせていただきます。

四つの問題について分けて話したいと思います。まず中国の第12次5カ年計画の時期の外国投資の状況、そして日本の対中投資の趨勢（すうせい）について、二つ目は中国の外国投資管理体制の基本的な手順について、三つ目は中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向、四つ目は外国投資家に対してどのようなプラスの影響があるかについて分析をしたいと思います。

1. 中国の「第12次5カ年計画」時期の外国投資の状況及び日本の対中投資の状況

30年ほどの改革開放経済の発展で、中国は世界で第2の経済国となっています。そして、世界最大の投資先あるいは貿易大国にもなっています。長期的に経済が発展し、中国に対して国際的な投資家は大変な魅力を感じているようです。2011年から2015年まで、中国は累計で5911億ドルの外資投資の導入実績があります。年ごとに見ますと、1160.11億ドル、1117.16億ドル、1175.86億ドル、1195.62億ドル、そして1262.67億ドルとなり、年平均で3.7%の伸びです。うち2014年の利用実績は、初めて世界一になりました。2015年、全国に設立された外国投資企業は、2万6575社であり、前年同期比で11.8%増えました。外資利用額としては1262.67億ドルで、前年同期比で6.4%増となりました。

特に指摘したいのは、わが国の外資利用実績が伸びると同時に、外資の質も今持続的に上がってきてていることです。それと同時に、産業構造がさらに最適化しているということでも、外資導入は大きな役割を果たしました。

2015年の外国投資企業は、平均投資額も一段と伸ばしています。個別の新設の外国投資企業の平均投資額は、2014年比で5.1%増えて1530万ドルとなりました。産業構造は一段と最適化が図られています。

そしてサービス業の外資利用実績は、前年同期比で17.3%増の771.8億ドルです。利用実績全体に占める割合は61.1%、そして製造業はほぼ横ばいの395.4億ドル、外資導入全体に占める割合は31.4%です。一方ハイテク製造業ですが、外資利用は9.5%増え、94.1億ドルでした。製造業全体の23.8%ですが、鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、造船、板ガラスなど生産能力に過剰が見られる業界では、基本的に新設を認可していません。

また、外資のM&Aが大変活発化しており、2015年はM&Aに関する外国投資企業は1466社、外資利用実績額は177.7億ドルであり、前年同期比14.4%増えて、137.1%の増となっています。外資利用実績におけるM&Aの割合は2014年は6.3%でしたが、2015年は14.1%にまで増えました。

私はもともと法律を勉強してきましたが、国家発展改革委員会に入って20年になりま

す。私の元同級生は弁護士業に携わっている人が多く、1990年代から2000年の初頭ぐらいは、民事では例えば契約に関する紛争が出たということでしたが、2000年の中頃から、外資のM&Aの仕事をしているという人が大変増えているのです。「このような複雑な法律の問題はまさにチャレンジングな仕事である」と言っていますが、そういう事例が増えているということだと思います。

先ほど投資の数値を申し上げました。今M&Aが増えているということを申し上げました。日本の皆さまが中国に投資をする際に、発展の体制や軌道を見極める上で、今のようなお話はなにがしかの参考になるのではないかと思いました。製造業からハイテク、そして工業からサービス業というふうに転換をしているわけです。これまで簡単な契約から、今では複雑な契約、つまりPPPやM&A、分野としては例えば高齢者に関わる産業など、さまざまな企業の参入としてはいろいろな新しい動きがあります。

また多国籍企業の投資の意欲から見ますと、2015年には多国籍企業の上位トップ500社で、投資や増資が盛んでした。トップ500社による中国での新設企業の投資、追加投資は、継続的に行われています。特に自動車部品、エネルギー、インフラ、バイオ、医薬、通信、金融、ソフトウェアサービスなどに及んでいます。これらは多国籍企業が依然として中国市場に魅力を感じている、前途を有望視しているということだと思います。例えばドイツのアウディやフォルクスワーゲン、ダイムラー、イタリアのフィアットやイスのボルボ、韓国の現代、起亜自動車、三星電子、また日本電気硝子やブリヂストン、伊藤忠商事、またアメリカのインテル、クライスラーなど、多国籍企業がこうした分野に投資や増資を行っています。個別の金額はいずれも1億ドルを超える規模です。多国籍企業は中国での地域本部、研究開発など、さまざまな機能的な拠点を設けています。また、現時点までに外資が中国に投資、設立したR&Dの機関は、2400を超えてます。

最近は、国連の貿易局によりますと、2011年から2017年の間は、中国は恐らく多国籍企業にとって最も魅力ある地域として、これからも推移すると見られています。外国の機関や商工会議所のようなところから、私はよくコンタクトを受けます。また、アメリカの商工会議所などは定期的にいろいろな分析を行っています。アメリカの対中投資を行っている企業のいろいろな要望、あるいは中国のマクロ経済について分析をしたり、独禁法や知的財産権、さらには許認可の動向などについていろいろまとめて、意見を出してくれています。

日本の中国での拠点にも同じような情勢分析の報告書があるのかどうか分かりませんが、国務院の関係部門、あるいは地方政府の、われわれマクロ政策をする者としては、こういう企業の方たちの声、報告書は大変役に立つものです。日本の企業の皆さんもぜひこういった面で橋渡しの役割を担っていただき、法に基づく、これから行政のための手助けをしていただきたいと思います。

また日本の対中投資も安定成長してまいりました。2011年が63億ドル、2012年が74億ドル、2013年が71億ドル、2014年が43億ドルでした。2015年は32億ドルで、同期比26%減となりました。日本の共同通信の報道ですが、2013年以降日本の対中投資が減少傾向にあるのは、日中関係の影響、さらに中国の人工費の高騰であると伝えています。詳しくは言いませんが、いろいろな要因があろうかと思います。

ただ中国の北京で暮らしていますと、いろいろ思いがあります。これまで繊維製品、洋

服、靴や帽子を買うとメード・イン・チャイナがほとんどでしたが、最近は違ったりします。メード・イン・ベトナムとかメード・イン・ミャンマー、メード・イン・インドネシア、ホンジュラス製品などもあります。また東ヨーロッパのスロバキアやトルコなどの製品が中国にも増えています。ということは、恐らく中国の労働コストが安いということから進出してきた製造業は、これからちょっと変わっていくのではないかと思います。

また、2007年から2012年まで、日本の対中投資は安定した伸びを示しました。今回は中国の外国投資立法を民商事法セミナーのテーマに据えたことを見て、私たちはとてもうれしく思います。というのは、国家発展改革委員会の法規関係の仕事をする者として、日本企業は対中投資に高い関心を寄せていることが分かるからです。日本企業を含む域外の投資家の皆さんには、これからも良き法律サービスを提供していかなければいけないと思っています。皆さんの需要、ニーズというものが実は私たちの仕事の原動力でもあるのです。絶え間ない原動力をぜひ与えていきたいと思います。

2. 中国の外国投資管理体制と基本的手順

2-1. 分級・分業の管理体制

次に、中国の外国投資管理体制及び基本的手順について申し上げます。まず分級・分業の管理体制というまとめ方が正しいかは分かりませんが、取りあえず関連部門や地方などの外国投資に関する分業について、このような言葉を使ってご説明したいと思います。

今、地方の積極性を引き出すためにも、外国投資については分級管理という方法を取っています。外国投資関連政策の検討・立案について、國務院及び各職能部門は責任を負っており、少数の特定投資案件について審査許可を行っています。また投資の規模などに基づき、市や区、県などにも移譲しています。地方にもいろいろな管理業務の責任を負わせています。

これまで外資導入というのは、いろいろな厳格な規制がありました。しかし長年にわたって改革開放し、対外協力、交流をして、いまや政府の各レベルがありますが、外商投資のこと、あるいは対外的な投資に関しても、機能の転換が大変多く行われてきました。また転換のスピードも強化されているといつていいと思います。大変著しい動きです。

これまで、外国投資企業に関する大きなプロジェクトの多くは、金額はそれほど大きくない、でも、國務院が全てこれを許可しなければいけないというような局面がありました。しかし今は、発展改革委員会としても直接許可を与える外国プロジェクトは大変少なくなっています。極めて大きいプロジェクトは例外ですが。今もわれわれはこのようなことを強化しています。特に法律法規で禁止されていない限りは、許可する、奨励する、推進するということです。中国の域内において、投資、建設、貿易を行っていただくことは奨励しています。わが指導者も同じです。何で規制は必要なのだ、他の方法はないのかということを模索してきたのです。届出制もそうです。今では許可制を届出制に変更しています。この趨勢はさらに前に進むと思います。

届出で済むというようなプロジェクトはたくさんあります。例えば去年、東南沿海地方のある省へ出張で行きました。ある地方の人からこう言われました。あるプロジェクトが行われようとしている。ただ、今ちょっと問題が起きている。つまり届出をしなければいけないのだけども、届出をして1週間たつのだけれども、まだそれが情報として何もない

のだということでした。そして私は「国家発展改革委員会にいますから聞いてあげましょう」と言い、状況は調べたのですが、今われわれは情報の透明性に欠けているので、これを改善しなければいけないと認識しました。

そしてもう一つは、さらに着実な措置を取って、各市場アクターによって創業してもらおうと思っています。投資をし、そしてビジネスの積極性をあおろうと思っています。国家発展改革委員会の者としまして、管理体制に関して一番感じているのは、長年にわたる中国の発展を経て、中央政府も地方政府も、そして外資を含むさまざまな投資プロジェクトの管理につきましては、やはり國務院の今の方針である手続きの簡素化、権限の移譲、サービスの最適化という要請に基づいて、これからも仕事を強化していかなければいけないと思っています。関連する許可、届出などにつきましては、もっと市場に権限を移譲する、アクターの方に権限を委ねてまいります。

さらにその中で国家発展改革委員会は関連部門とともに、「外国投資産業指導目録」を立案しました。そして、外国投資安全審査の主要責任を引き受けています。国が定める権限に従って、外国投資の重大プロジェクトを審議しているのが国家発展改革委員会です。商務省（中国語では商務部）は、外国投資企業の設立、変更事項を審査許可し、大きな外国投資プロジェクトの契約・定款及び法律が特別に規定する重大な変更事項を審査許可しています。投資促進及び外国投資企業審査認可の業務を指導しています。

國務院の関係部門の機能の調整を見ますと、これまでには人数とか、あるいは職責について審査許可するというような直接の管理に携わる人が多かったのです。今はどちらかというと環境づくりをする、また公平な競争を促していく、合法的な権益を守っていく仕事が増えています。1980年代から今に至るまで、30年以上過ぎています。外国企業の管理に関わる部門の分業体制は、これまでには本当に事細かにいろいろ分業体制についても規定があり、書かれていましたが、今はとてもシンプルなものになっています。ウェブサイトを見ていただいても分かると思いますが、発展改革委員会の機能はとてもシンプルなものになっています。目録を立案したり、総合的な政策を研究することが主な内容となっています。

商務省は、法に基づき外国投資企業の設立及び変更事項を審査許可する、そして法律が特別に規定する重大な変更事項を審査許可するということですが、投資促進及び外国投資企業審査認可の業務を指導します。工商行政管理機構は、企業、農民專業協同組合、経営活動に従事する団体、個人、外国企業常駐代表機構など、市場アクターの登記・登録と、その監督管理を行います。また法に基づき、無許可経営を取り締まる責任も負っています。例えば工商総局は、地方の工商行政管理総局も含めて、例えば登記・登録をする企業の管理を行っています。そして企業は、法律に基づき関連する資料を集めて工商行政管理総局などに行き、法定の期限内に企業に対して登録をするということを行っています。

ここでは自由裁量権はほとんどありません。この企業は設立していいかどうかということではなく、それに関して何か否定するというものではありません。ここ数年中国はこのように権限の簡素化や権利の移譲ということでは大きくことを行ってみました。つまり商務省と工商行政管理総局というのは、外国投資企業という投資の主体を管理するわけであり、われわれ国家発展改革委員会はどちらかというと、投資対象であるプロジェクトを管理します。

2-2. 逐一審査承認の管理モデル

2-2-1. 審査許可と届出登録

外国投資に対する我が国の管理モデルは、主にプロジェクトの審査許可、そして届出登録、企業の設立、国の安全審査、独占禁止審査などが含まれています。

まずはプロジェクトの審査許可と届出登録です。体制改革を進化させるため、発展改革委員会は、2004年の10月9日公布の「外国投資プロジェクト審査許可暫定管理弁法」というものを改正しました。2014年5月には、「外国投資プロジェクト審査許可・届出登録管理弁法」を公布しました。2014年のことは特に覚えてますが、私は当時、課長に相当する処長という職にありました。このプロジェクトをどのように管理したらいいかという議論があり、どのような法定の手続きを踏むべきかを考えていました。率直に言えば、当時は統一の法律をよりどころとするというものではありませんでした。国務院、全人代が起草し、行政許可法というのを作りましたが、この法律の下で各政府、そしてスタッフの共同の行為を規範するということです。特に審査許可についての要求が定められていました。行政許可法というのが日本にあるか分かりませんが、これはとてもインパクトのある法律であったことを覚えています。国民の関連部門はいずれもこの行政許可法を学習しました。

では、許認可の根拠は何か、条件はどうなのか、期間はどうするのかというようなことです。それまでは統一した行政法がありませんでしたが、2004年に行政許可法ができ、大きく改善されました。中国は法制化された政府、法治の国に向けて、大きなステップを踏み出したのです。ですので、ここであえて行政許可法について申し上げましたが、国家発展改革委員会などは「外国投資プロジェクト審査許可暫定管理弁法」です。最初に2004年できました。そして10年たってから2014年に改正をしました。

これは行政許認可の権限をさらに縮小するということが、方向性としてあります。より知恵を生かしながら、外商投資企業を含むさまざまなアクターに対して、より便利で効率的なサービスとサポートを提供していくというのが、その趣旨になっています。これが基本的な制度であり、出発点でもあります。

新しい「外国投資プロジェクト審査許可・届出登録管理弁法」（以下、「弁法」）は、2014年の6月17日から施行されています。詳しくは述べません。中国のウェブサイトではこれを調べることが可能でしょう。ただ重要なところで把握すべきは、今後これを新しくルールを作ったり、規定が出るときにはやはり規制される部分がますます少なくなっていくはずです。情報は開示され、透明性は向上するはずです。また信用を重んじ、事中・事後の監督管理を中心とした、全てのフローにおいて透明性を高めていくというのが、今中国政府が、特に国家発展改革委員会が外国投資の管理としての、マイルストーンとも言えるような流れです。

当時は国家発展改革委員会で外商投資プロジェクトの審査許可管理弁法について、いろいろな見直しをしていました。そのとき上司から、なぜこんなに詳しく定めなければいけないのだ、例えば許認可の事項について、期間について、もっと緩めることはできないか、企業に関して与える義務を減らすことはできないかと、さまざまな問題提起がされました。われわれ法規司としましてはちょっと緊迫感が走ったのですが、このような規定はなぜし

なければいけないのかということまで話し合いました。

そして許認可を担当している上司に、さらにわれわれの検討結果について説明をするというようなプロセスもありました。われわれは法律が専門ですが、ご在席の皆さんも恐らくそうでしょう。中国に進出をするといろいろな法律の問題が出てくるでしょう。われわれはぜひともこのような対話や交流をしたいと思います。

米中の間では、アメリカの商工会議所のようなところが、よくわれわれにいろいろな提案をしてくださいます。そこにはいろいろな情報もありますし、相談もあります。われわれとしましては日系企業ともいろいろ接触がありますし、韓国企業も訪ねてきます。中国でこんな損をしたとか、こんな困ったことがある、権益が侵されているというときは明確にして主張してください。裁判所に提起してもいいと思います。これがまた地元に行き、そして上層機関にも反映されるということもあるうかと思います。

国家発展改革委員会や関係部門は、どのような通報やいろいろな苦情も重視します。例えば政府調達について落札できなかつた、もしかしてここで不公平がある、何か問題があるということは、声を上げていただきたいと思います。確か数年前に、韓国のサムスンですけども、エアコンの入札案件の中で差別的な扱いを受けたということで、中国に駐在している韓国の大連館を通じて問題提起をしてきました。われわれもちょっとびっくりし、その関係部門は少しドキッとした。法律の手段に委ねられるのではないか、訴訟になるのではないかということでしたが、中国で投資をするということであれば、法律を武器にすることはいいと思います。ただもちろんその前には十分に水面下で意思疎通をしていくことも重要だと思います。紛争を解決する上では、やはり水面下である程度把握していくことも重要でしょう。

2-2-2. 審査許可の流れと条件

先ほど「外国投資プロジェクト審査許可暫定管理弁法」の改正につきましては、全面的な審査許可ということから、限定的な審査許可と一般的な届出登録へと改めたというふうに書いています。また、参入前の内国民待遇を与えています。すなわち、産業目録があり、中国側がマジョリティーを取るというような奨励類、そして制限類のプロジェクトを除きまして、それ以外の外国投資プロジェクトの管理方式については、内資と外資を一致させます。また参入管理の手順と要求の面から見ましても、外国投資プロジェクト審査許可管理は、申請資料、そして審査許可条件、手順などの面でも、要求も国内資本プロジェクトと基本的に一致させます。

実際には実務の上でこのようなことは早くから行っていますが、中国の市場に入る場合には、産業政策や投資管理、そして共通の調達など、これは差別なく基本的に内資企業と同じ扱いを受けます。国務院の行政法規や法律を見ていただければ分かりますが、また条例のような部門に出している規定を見ましても、参入に関する管理を見ますと、ますます一致、統一といったものが見て取れると思われます。

この方法の中で外資の管理の内容や手続きなどについてさらに簡略化されて、企業の主体的な立場が際立っています。この中から届出が必要な外国投資プロジェクトは、地方自治体の投資主管部門が責任を負うことになっています。また国家発展改革委員会が審査許可していた一部のものも地方政府が責任を負うことになっています。

2-2-3. 外国投資プロジェクト届出登録

それと同時に、審査許可の簡素化だけでなく、届出登録に関しても、簡素化されています。プロジェクトの市場見通しや経済効果、製品の技術など企業が自主的に決めるべき内容については審査を行っていませんし、企業に自主的な投資権を与えています。そして、さらに円滑化を進めることに努力しています。

この届出案、プロジェクトの届出について、一部の場所はこれを許認可と認識している地方自治体があります。そのためにこれは禁止しているのです。これは不適切で、届出の権利をはく奪することになります。

それから、一部の中国国内の資本であろうと海外企業であろうと、投資であろうと、産業発展のものであろうと、届出の条件、届出の手続き、届出の期限は今後徐々に統一するものになっていくということです。去年も指導者、上の方も注目していましたが、国家発展改革委員会が一部のこういった案件に注目しました。全ての届出に関して手続きや期限などが違うということに注目しました。例えば、ある場所に出張に行ったところ、届出でなぜ1週間たってもまだ手続が完了しないのかと言われたと先ほど申し上げましたが、外国企業の投資で、とても問題を感じていると訴えられました。なぜ透明性が低いのかと言いました。透明性が低い、円滑ではない、効率が悪いと言われました。このようなことは変わらなければなりません。

現在全ての行政の届出に関して、手続きに関しても統一規定が施行されることになります。ですから、この改革は実際には私たちの行政機関、政府、私たち自身の革命、刷新といえます。しかも、これはスピードアップしていかなければなりません。この新たな「弁法」が出てから、90%以上が届出管理になっています。この法律に違反していない限り、届出は10営業日以内に終了することになっています。しかしこの面に関しては、この自主権をさらに拡大する、さらに透明性を上げていくことを申し上げました。この外国企業の届出に関して、さらに透明性を高め、効率性を高めていかなければなりません。そしてさらにそれを整備していかなければなりません。この外国企業の投資にさらに奉仕していかなければならぬと思います。

2-2-4. 外国投資企業の設立

次は外国投資企業の設立に関して申し上げたいと思います。あまり詳しくは申し上げません。設立及び変更に関する場合は、商務部門が管理と責任を負うことになっています。そして外国企業の設立、変更に関する審査許可を行います。

2-2-5. 国の安全と独占禁止審査

国の安全審査と独占禁止法審査というのがあります。これはこの国家安全審査省庁の合同会議が安全審査を行うことになっています。世界中の多くの、市場経済が成熟した国で、慣例として行われているものです。2011年、国務院の弁公室から、この外国投資家のM&Aの安全に関する通知というのが出ています。そして自由貿易の外国企業の安全に関する手続きというのも出ています。これによって規定が行われています。

外国企業の独占禁止に関する法律があります。現在、国家発展改革委員会が価格のカル

テルに関する禁止を行っています。商務省も一部取り扱っています。そしてもう一つ、工商部門も一部取り扱っています。この3部門が独占禁止の活動に関する職務を履行しています。行政上の法執行を行っています。

2-3. 指導目録の投資誘導

三つ目に、指導目録による投資誘導というものをご説明したいと思います。「外国投資方向指導規定」というのがあり、目録を出すことで外国企業の指導、誘導を行っています。第3条第2項の中で規定がありますように、「外国投資産業指導目録」及び「中・西部地区外国投資優位産業目録」というのがあります。そして外国投資プロジェクトや外国投資企業に適用する関連政策について許認可を指導する際の根拠になっているとしています。

2015年3月10日、商務省は第22号令を出し、「外国投資産業指導目録」の2015年版を出しています。これは去年の4月10日から施行されています。その前の目録は2011年に改訂されたものですが、これは即時廃止されています。今回の改正は新たな対外開放が行われることの措置です。この目録の改訂を通じて積極的に開放を拡大し、この外資管理方法を展開し、公開で透明な投資環境を築いています。そして外資利用の質を向上させ、産業構造の最適化、高度化を促進しています。

この指導目録は2015年版が出ていますが、これによって中国が積極的に開放するというシグナルを出しているということができます。その後、一部の多国籍企業の関係者から、この目録が出たことでより発展できると自信が湧いたと聞いています。

私が読み解いたところ、この目録が出たということで、中国の改革発展と世界のグローバリゼーションの新たな情勢に基づき、幾つかの面にこういった点が現れています。

一つ目に、外資がより参入できるようになりました。このことは、一般製造業にも表れています。エチレン、製紙、クレーン、送・変電、良質白酒などに関する出資比率の要求が撤廃されています。またサービス業の開放が秩序よく推進しています。商業、貿易、物流、交通運輸、金融、文化、電子商取引などの分野でも開放措置がさらに打ち出されています。

二つ目に、外資の投資方向を導くということです。外国企業からの、近代農業、ハイテク、先進的製造、省エネ・環境保護、新エネルギー、近代的サービス業などの分野の投資の奨励を行っています。そして、研究開発段階に投資することを奨励しています。資金導入、技術導入、人材導入を後押ししています。

三つ目に、政策体系を充実させます。外資の参入管理を重視してきましたが、この省エネ・環境保護、技術安全などの措置を通じて、内資と外資の一致した管理監督を実現する項目は制限の範囲内には入れないことになっています。この制限類項目が79件から38件と、50%の項目が減っています。かなり減ったことになります。それと同時に、さらに政策の透明性を高めています。そして、許可類項目は外資出資比率の制限をなくし、出資比率への要求がある項目が40%減少しています。

調整した後のさまざまな外国の投資産業項目の件数は、奨励類項目が12類、349項目、制限類項目が14種類、38項目となっています。国の法律法規や条約などに関連している、国際条約で制限している産業などが含まれています。また、禁止類項目が12類、36項目となっています。

また「中・西部地区外国投資優位産業目録」も作成されています。これによって外国企業がそういった省の中で、産業にさらに投資してほしいということを表しています。

3. 中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

大きな三つ目の話題として、中国の外国投資政策及び立法の新たな方向性についてお話をしたいと思います。まず基本的な政策です。2015年10月29日に中国共産党が「国民経済及び社会発展第13次5カ年計画に関する提言」を出しています。いわゆる第13次5カ年計画提言が出ており、新たな戦略的な配置が行われています。2015年、中国では、「開放型経済の新体制構築に関する若干の意見」と、「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」が出ています。そして外国投資立法や、自由貿易試験区の試行推進に関する配置が行われています。そして方向性がはっきりと示されています。こういった情報が伝えられたことは、皆さんご存じだと思います。この内容について、私なりの読み解きを少しご紹介したいと思っています。

3-1. 第13次5カ年計画提言

まず最初に、第13次5カ年計画提言についてです。これの中で対外開放の新たな局面を切り開くのに、内容を豊かにし、対外開放のレベルを上げ、戦略的な相互信頼、経済貿易協力、人的文化的交流を協同して推進し、相互協力の形成に努めなければならないということが打ち出されています。これによって明確な配置が行われています。

その最初に、まず対外開放の戦略的配置を整えるというものがあります。これによって秩序ある国内、国際要素の移動、資源の高効率の配分が行われます。資源の深い次元での融合を促すことになります。

まず一つに、対外開放の地域分布を整備、また内陸辺境地域のインフラ建設を強化、クロスボーダーの複合交通路を切り開き、それぞれ傾斜政策を行います。沿海地域がグローバルな経済協力、経済競争に全面的に参加し、世界的影響力を持った先進製造業などを育成していきます。辺境地帯経済協力地域の発展水準を上げていきます。全世界に向けての市場開放を拡大します。投資分野を整備して開放分野を拡大し、国外の資金及び先進技術を積極的に導入していきます。

二つ目に、対外開放の新たな体制が形成されます。法治化、国際化、円滑化したビジネス環境が整備され、ワイン・ウインの協力に有利であると同時に、国際貿易投資ルールに適した体制の健全化が行われます。そしてさらに大きな範囲の中で、これを他の場所にも適用していくようにしていきます。この第13次5カ年計画提言の中では、参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理を行っていきます。このいわゆる拡大投資を行っていく中で、自国の会社よりも低い差別を受けることはないというものです。そして、合致しない観点があった場合には、これはないということになります。さまざまな管理方法が全てネガティブリストの方法で行われ、国内外の企業を同じように扱うことになります。そして効果的にサービス業の対外開放の秩序を維持しながら、銀行、保険、証券、介護といった市場参入を拡大することになります。

中国が経済発展し、ニューノーマル（新常態）の状況になっています。世論も経済界も、この外資に対してさまざまな見方があります。中国が外資を導入するのはもう十分だと認

識している人もいるようです。現在の経済発展に外資は要らないと認識している人もいるようです。しかし人によっては、中国がさらに下ぶれ圧力がある中で、この外資を導入することが経済回復には欠くことができないものだと認識している人もいますし、既にある市場がさらに活性化すると認識している人もいます。実際には中国が外資を導入するのは多過ぎるということはないと思っています。ハイテクの分野が足りず、ローエンドの部分が多過ぎると認識しています。

経済発展がニューノーマルという新しい状況に入る中で、構造転換が迫られています。それがとても、当面の急務となっています。そのため対外開放の進んだ要素を取り入れる必要があります。それによって産業の競争力を高めていく必要があると思っています。そして中国の国際社会の中で、この製造業がメインという局面を変えていかなければなりません。そして、世界のバリューチェーンを高めていかなければなりません。現在の中国のバリューチェーンにおける位置付けをさらに上にし、新たな配置をしていかなければなりません。

第13次5カ年計画提言については、「開放型経済の新体制構築に関する若干の意見」と「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」などで、より詳細に示されています。

3-2. 「開放型経済の新体制構築に関する中国共産党中央、国務院の若干の意見」

それでは重点的にこの二つの文書に関して、内容の説明を行わせていただきます。先ほど申し上げたこの「開放型経済の新体制構築に関する若干の意見」は2015年9月17日に発表されたものです。中国国家発展改革委員会が起草したものです。この外国投資管理体制の刷新では、投資環境を改善、サービス業の市場参入拡大、製造業を一段と開放し、外国投資の規模スピードを安定させ、外資導入の質を高めると書いてあります。また外国投資の審査許可と、産業指導の管理方式を改革し、参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルに転換し、開発区の体制、仕組みの刷新とタイプの転換を行い、高度化を促進すると書いてあります。四つの措置が含まれています。

3-2-1. 内・外資の法律法規を統一する

まず一つに、国内外の法律法規を統一するというものです。中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法、外資企業法を改正し、外資の新たな基礎法を制定します。そして海外の投資家及びその投資行為の内容を外資の基礎法律に組み入れるというものです。外資企業の組織形態、経営活動などの一般的な内容については、市場主体に統一的に適用できる法律によって規範化できる場合は、国内外一致の原則に基づき、統一の法律法規を適用するというものです。中国のこの外資に関する法律の構造も、大きく変化するということになります。

まず改革開放が始まったばかりの段階では、外国投資に関する法律体系というのは、特に第13次5カ年計画が全面的に、まずまずゆとりのある社会に入っていくわけですから、そういった時代の中で外資に関する法律も大きく構造が変わっていくことになります。この問題に关心がある方は、この外国企業投資に関する法律法規というのは、その規則がどんどん下がっている、少なくなっているのが分かると思います。そして産業発展の一連の

規則も変わってきており、統合されていくようになっています。そして外資政策の安定性や透明性、予測可能性を保ち、きちんとルールにのっとった形で市場環境を整える必要があります。

党中央、全人代、国務院の要求に基づき、「外資企業3法」を改正していきます。ずっと長く制定されてきました。1970年代末にはもう改訂され、もう数十年たっています。一部の内容は大きく変化しています。実際の内容は大きく変化しているために、国務院が速やかに新たな改正を行いたいとしています。

現在、国内外の法律法規の主な違いは、外国の投資企業の設立には、契約、定款について承認を経る必要があります。しかし、国内企業はこれが必要ありません。そのため、国内の企業はすぐに設立できます。

また外国投資企業は、組織形態や登録資本、董事会などの面で単独の規定が適用されています。これは中国の改革開放の新たな情勢や国際慣例に適応していないと思います。時代と情勢が大きく変わったということです。そのために私たちの法律もそれに追いついていかなければなりません。長い間に大きく変わってきています。政府各部門も大きな調整を迫られています。そのため、私たちのスピードもかなり速くなっています。中央から国務院の権限の簡素化、経営の移譲などに関してもどんどん行われています。行政もこういった要求がとてもはつきり出てきています。

国家発展改革委員会は、今回の政府、政権が設立された中で、何回にもわたって投資項目の許認可を削除してきました。先ほども申し上げたように、産業に関係しているもので許認可しなければならないものが減っています。10年前は数十ページ、5年前は数ページ、最近は1~2ページになってきました。個人的に見ても、とても減っていると思います。

また、新たな効果的な方法で、市場が主体的に動かなければならない。それによって活力を高めるべきだと思っています。いわゆるイノベーションによって私たちの仕事も変わらなければなりません。ずっと同じようなやり方で管理を行ってきましたが、私たちの管理の方法は、内部でも改革を行わなければならないと思います。私たち自身が変わらなければ、外から変わらされることになるという感じが、最近はとてもしています。

私たちの国家発展改革委員会の中に、さまざまな市や局というのがありますが、私たちの政策ややり方を変えなければならない状況になっています。ですから、仕事の管理モデルがどんどん転換されています。変わらないという人がいると、やはりそのトップが変わることになってしまいます。国務院が変わるぞという決心がとても強くなっているのです。そのために外国企業の投資などを含むさまざまなものを変えていかなければなりません。そしてさらに円滑化を進め、法治化、法整備を行っていかなければなりません。会社の人がコネを使って、早くこの荷物を港に入れてくれないかと国務院に電話をかけてくるのは駄目です。実際には10営業日でいいわけですが、この時間をさらに短縮できないかということも考えられています。発展改革委員会の中でも、内部の改革を行わなければなりません。

今年は四つの改変が行われています。登録、届出、それも権力をなるべく抑え、少なくするようにしています。3日で終わることを7日間かけてやるのは許さないという感じで

す。条件に合致しているものはすぐにそれで処理してしまう。3日待つ必要もないとしています。私たちが去年から正式に行っている国家発展改革委員会の政務、サービス庁というのがあり、さまざまな権利を全て、どのような手続きで行われているかを透明化することになっています。

家にいても国家発展改革委員会のウェブサイトでさまざまな資料を見ています。今、発展改革委員会の内部でも監督体制というのがあり、外国企業の届出制で、これを何日にどの局、どの課で受理し、その後、どの部署に移っているかが一目瞭然で分かるようになっています。これは、先ほども申し上げたように、私たちにとっては大きなプレッシャーとなっています。

今まで外の人は内部のことはよく分からなかったので、地方の発展改革委員会を通じてさまざまな問い合わせをしてきました。そして、地方の発展改革委員会から資料を上げてきます。いつ許認可が下りるかもよく分かりませんでした。そのため、外国企業に対して、さらに円滑化した形で、法整備された形で制度を行っていく必要があります。自分たちの内部でも改革を行わなければなりません。そして、私たちの透明性を高める必要があります。これもとても重要な業務だと認識しています。

今日のテーマは中国の外資法ということですが、中国国内の企業に関しても、私たちの立法や政策とより融合してきているわけです。効率の高い円滑な、また透明性の高い安定した、そして予見可能性の高い環境をつくっていかなければなりません。それが私たちの主要な任務となっています。

外国企業の董事会や組織などに関して単独の決まりがありました。個人的にはこれは既に中国の改革開放の状況に合わない、また国際条例、慣例にも合わないと認識しています。そのために、外国の定款や設立に関してのさまざまな規定が改正されることになります。新たに作られる法律の調整の範囲などは、「外資企業3法」とは違うものです。この中で、海外の投資行為に公平で競争できる、また予見可能性の高いビジネス環境を構築していくかなければなりません。

そして一般の内容に関しては、さまざまな市場の法律を統一した形で行わなければなりません。先ほども法律体系が変わると申し上げましたが、外資のいわゆる基本法というのは、それがきちんと使えばそんなに長くする必要はないと思っています。中国に投資したいという人がそれを見て、とても効率が高く、透明性が高く、安定していればいい。私は何をしてよくて、何をしてはいけないのか、どういった手続きで設立できるのか、どんな手続きをすればいいのかということが分かればいいわけです。そして、自分は何をしてはいけないのかということが、よく分かればいいわけです。このレッドラインを踏まないようにはいけないわけです。法律、立法によってそれが解決されます。これが、私たちが今後努力していくかなければいけない方向性だと思っています。

3-2-2. 開放分野を拡大し、参入制限を緩和する

二つ目に、開放分野を拡大し、参入規制を緩和するということがあります。リスク評価をきちんと行った上でレベルを分け、重点を設け、外資が入ってこられるようにします。金融、教育、文化、医療などのサービス業での秩序ある開放を推進し、保育や介護、設計、

会計・監査、貿易・物流、電子商取引などの外資参入規制を撤廃します。一般製造業を一段と開放します。

中国ではよく言われている介護というのがあります。日本でも少子高齢化が言われているようですが、中国でもずっと同じような状況となって、とても多く問題が発生してきています。中国も日本と同じように、解決しなければならない重大な問題となってきています。私自身は北京で暮らしていますが、例えば住宅がある場所では多くの需要があります。特に介護施設の建設、スポーツ施設、観光といったサービス業は、外資がとても期待している分野ではないかと思います。簡単に設けられるとは思いませんが、法律の面では私たちは検討すべきだと思っています。法律面でどういった良い環境、良い条件を作りだし、外資を導入できるかを考えるべきではないかと思います。ですから、こういったサービス業の分野での参入アクセスをどんどん下げていきます。

また国の安全を守ることを前提として、交通、通信、インフラなどの外資制限も撤廃していくことになります。

中国の現段階においての外資利用は、単なる外資導入だけではありません。外資を導入する中で、それに付随して技術革新能力や進んだ管理経験を吸収できることになりますから、中国の産業構造の調整や、経済のモデル転換、高度化にとっても重要です。改革開放30年間の間で中国の製造業はとても競争力が向上しました。世界一の製品輸出国になりました。これは製造分野で全面的な深い対外開放を実行したことによるものです。日本の投資は、その中ではとても大きな役割を果たしてきています。それと比べ、中国のサービス業の開放程度はかなり低く、競争力も弱くなっています。やはりまだ経済発展の中での弱いポイントとなっています。サービス業を強大にして発展するには、一段と改革を進化、開放する必要があります。重点的に金融、教育、文化、医療のサービス業での開放を推進、保育、介護、建設設計、会計・監査、貿易・物流、電子商取引などの外資参入の規制を撤廃します。

北京や上海、あるいは東京でも、セブン-イレブンがあります。北京でもとてもうまくいっているようで、セブン-イレブンといえば誰でも知っています。多くの庶民が喜ぶような製品も扱っています。数年前はこんなに外資のコンビニやスーパーがうまくいくと思っていたなかつた人も多いのではないかと思いますが、時代の変遷、情勢の変化、外資の対する参入は、今さまざま幅が広がっていると思います。

3-2-3. 外国投資の監督管理体系を整備する

3番目は、外国投資の監督管理体制を整えるということです。開放の拡大、監督管理強化を同時に進めるという要請に基づき、事中・事後の監督管理のサービスを強化していきます。そして、監督管理の制約を取り除き、また企業の信用情報公開システムを作っています。情報のプラットホームとしての役割を十分に発揮させます。政府各部門が情報を共有して協同で監督管理を行い、社会のみんなが監督に参加できるような外国投資全プロセス監督管理システムを作り上げ、こうした監督管理の科学性や規範性、透明性を向上させます。こちらもとても重要な課題です。

監督管理の方法については、実は今も議論や検討をしています。各部門で一致した見方は、今後、先ほど言ったような審査許可、さらには届出登録ということだけでは駄目では

ないか。もっと信用プラス情報でいけないかと検討しているのです。こういう信用と情報で規制をする方がむしろうまくいくのではないかと考えています。

これはむしろ日本の皆さんに伺いたいのですが、日本でそういう面での経験はないでしょうか。改革開放の初期には、日本からさまざまな貴重な経験を学びました。中国の立法、これは民商法、物権法や土地管理法など、また婚姻法や相続法など、さらには経済法の分野でもかなり日本の法律を参考にした経緯があります。ですので、監督管理の革新としましても、情報プラス信用ということで、今後外資企業に関して、より良いサービスができるのではないかと思います。

国家発展改革委員会の「外国投資プロジェクト審査許可・届出登録管理弁法」につきましても、各級の発展改革部門による同級の業種管理や、さまざまな各部門とともに、協同の監督管理を強化していく。発展計画、産業政策、参入基準、誠実信用記録などに関する横断的な相互情報の交換制度を確立したいと思います。もしきчинとした行動を取っていない、つまり法規違反があった場合には、厳しく調査、処分をし、記録を作成して、行政審査許可と市場監督管理の情報共有をしていきたいと思います。

これも新たな試みであります。数年前は想像できなかつたかもしれません、今、情勢の発展は本当に予測もできないようなスピードで進んでいます。國務院や発展改革委員会は、今では新たに共有できる信用情報に関するプラットホームを作れないかと、各業種、そして地域、内資、外資を含めてさまざまな市場アクターの信用情報について、さまざまな形でこれを収集して統合する。加工もしてということになりましょうが、それによって市場のアクターの皆さん、プレーヤーの皆さん、さらには政府の監督のために使っていきたいと思います。これは円滑化をし、法規制化をする上でもとても大きな変化ではないかと思っています。

今日はこうして日本に参りまして、皆さんと交流できるわけですが、中国の外国投資の立法や政策は、国内の簡素化、あるいは権限移譲、そしてサービスの最適化が、今、同時に並行的に行われていて、正念場を迎えています。先ほども言いましたが、これまでどういう行動を取ってきたのか、管理のやり方は旧態のままでは駄目だと思っています。時をある程度離れてから再び皆さんとお会いするときは、また新しい措置、もしかしたら条例とか、そういったものが中国では絶えず生まれているかもしれないような情勢です。

特に許認可や参入が今、緩和されています。届出もなくそうということです。これまでなぜ届出を残さなければいけないかというようなことも議論になっています。ですから、中央の決定に基づきまして、市場のアクターに対して義務として与えるのであれば、どのような理由があってもそれぞれの部門がただ文書を出すだけでは、それは法的な効力はないわけです。

ですから、今後はやはり、法律というものに基づいて物事を行っていかなければいけません。ですから、監督管理をすると口で言いましても、きちんと理由がなければ、その監督管理もできないということです。要するに市場のアクター、プレーヤーの活性化をしていくということで、われわれはそれにサービスをしていくということになります。

特に皆さんとこういった点について共有したいと思いました。信用情報の構築です。そういう情報を構築して、企業といったアクターの市場での行動も法的に確保していくということになります。

3-2-4. 外国投資国家安全審査のメカニズムを整備する

もう一つは外国投資国家安全審査の仕組みを整えるということです。この外国投資国家安全審査の法律制度も整え、この条例を制定します。ネガティブリスト管理モデルに適応する国家安全審査制度を確立します。

2011年に中国政府は、外資のM&Aの安全審査制度を作りました。国家発展改革委員会が「外国投資プロジェクト審査許可・届出登録管理弁法」を作り、その中に国家安全審査を外国投資プロジェクト管理体系に組み入れました。そして外国投資国家安全審査条例も作り、審査の範囲や条件、手順、そして関連要求を明確にし、ネガティブリスト管理モデルに適応するような審査制度を確立する考えです。

3-3. 「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する国務院の意見」

3番目は、「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する国務院の意見」(以下、「意見」)についてです。これは2015年の10月19日に発布されたもので、国家発展改革委員会が起草しました。ここではネガティブリストの主なタイプと適用対象についてです。ネガティブリストは、市場参入ネガティブリストと、外国投資ネガティブリストがあります。市場参入ネガティブリストは、国内外の投資家に適用される一致した管理措置です。外国投資ネガティブリストは、海外の投資家の中国での投資経営行為に適用されるものであり、外国投資の参入に対する特別管理措置です。

外国投資ネガティブリストを作成するに際しては、投資を議題とする対外交渉を統一的に考慮しなければなりません。そして、わが国が署名した二国間や多国間の取り決めに別の規定がある場合は、この規定に従うものとしています。

これを若干解説しますと、外国投資は外国投資ネガティブリストを適用します。これは特別管理措置ということになりますが、それを適用するだけではなく、内国民待遇の原則にも従って、市場参入ネガティブリストを適用することになります。同時に、中国が署名した二国間、あるいは多国間の取り決めに別段の規定がある場合は、この取り決めに従います。

また市場参入ネガティブリスト作成の段取りに関しては、「意見」により試行を先行させ、徐々に広めるという原則です。2015年12月1日から2017年の12月31日までの間に、一部の地域でまず市場参入ネガティブリスト制度を試行します。経験を蓄えようとしているわけです。2018年から正式に全国統一の市場参入ネガティブリスト制度を実施することになっています。また外国投資ネガティブリストの作成に関して、「意見」は投資を議題とする対外交渉を統一的に考慮しなければいけないとしています。関係業務については別途規定するとしていますが、タイムテーブルはまだ明らかではありません。

次は外国投資企業が固定資産投資プロジェクトを建設するとき、内国民待遇の原則に従って国内資本企業と同じ審査許可、または届出登録の手順を適用するということです。国家発展改革委員会の「外国投資プロジェクトの審査許可・届出登録管理弁法」には中国側が過半出資、つまりマジョリティーを取る要求がある奨励類の項目と制限類の項目を除いて、それ以外の外国投資プロジェクトの管理方式は国内資本と一緒にです。

また不動産や総投資が5000万ドル以下の制限項目については、省政府以下のものとなります。そしてこのリストの中で、中国側のマジョリティーの投資が3億ドル以下のもの、奨励類ですが、これは地方が許認可することができるとなっています。

こうした政策を見ますと、国務院は今、産業投資に関して許認可の割合を金額の面でもより高めています。つまり、それだけ政府が介入しようというのが少なくなっているのです。これが簡素化なのです。外資を含めて、全ての市場のアクターは同じ扱いを受けています。ですから、参入管理の手順、そして要請について申しますと、「外国投資プロジェクト審査許可・届出登録管理弁法」と「政府審査許可投資プロジェクト管理弁法」(国家発展改革委令第11号)という、外資、内資に対する二つのこの文書は、ますます内容的に近づき、一致しています。

当時私は、関連部局と協議しました。文書は外資専用のもの、内資専用のものがあり、それぞれ合理性がありますが、いまや融合しつつあります。これからますます融合が進むと思います。特別な例外的な規制のみが残り、それ以外は恐らく内国民待遇ということですまとまっていくと考えられます。

3-4. 自由貿易区試験区について

自由貿易試験区については、細かく言いたいと思いますが、資料にありますので、これを参照していただければと思います。

4. 外国投資法の立法について

外国投資法の立法に関してですが、基礎的な制度の規定などに関しては、さまざまな法律などに規定されており、統一されていません。新たな情勢に基づき、特にネガティブリストなどが入っているために、とてもこういった法律が重要になってきています。現在中国では外国投資の整備を行おうとしています。外国投資のネガティブリストや内国民待遇に関して、法制化した形、また安定した環境をつくろうとしています。そしてそれによって、外国企業の合法的な権益を守ろうとしています。それと同時に、外国企業の社会、法律をきちんと規制しようとしています。

すなわち、幾つかの面があります。まず外国企業の投資の概念をはっきりさせること、その内部範囲、基本的な要求などをはっきりさせる必要があります。適用の範囲などがあります。

二つ目に投資を保護し、促進する必要があります。どのようにしてこの外国企業を保護し、投資を促進していくかです。

三つ目に市場アクセスがあります。この条件や手続きをはっきりさせる、要求をはっきりさせる必要があります。

四つ目に各方面的なプレーヤーの義務などをきちんとさせる必要があります。行政部門の自由裁量権を少なくし、監督をきちんと行うようにしなければなりません。不作為やきちんとやらない、なかなかやらないといったことには、きちんと責任を追及していくなければなりません。そして改革がさらに進むに連れて、こういった立法もきちんと行わなければなりません。そして統合していかなければなりません。それと同時に、既に出てる法律法規に関しては、それをきちんと関連付けるようにしなければなりません。関

連の法規に関しては、これをきちんと結び付ける必要があります。

おわりに

最後に、今後、中日の民商事法セミナーや、ご在席の皆さまを通じて、引き続き支援を賜りたいと思います。特に皆さまからの貴重な意見を聞きたいと思っています。この投資に関する立法、国家発展改革委員会の一部の管理監督、情報公開に関して、具体的な措置がありましたら、ぜひ皆さまからの意見を聞きたいと思います。ぜひ聞かせてください。何かこういう考えがあるということがあれば、ぜひ私に聞かせてほしいと思っています。

皆さま、お忙しい中、私の中国の外国投資立法に関する説明を聞いてください、ありがとうございました。

(小杉) 李先生、大変内容の詰まった講演、また熱のこもったお話をいただき、ありがとうございます。中国の国家発展改革委員会の改革に向かっての姿勢が本気だということが本当によく伝わるようなお話であったと思います。ネガティブリストや内国民待遇というような、外のことと見えるだけではなく、自分たちが変わらなければいけないと言われたのは大変印象的でした。また、この改革が単に制度、法律を変えていくだけではなく、中国の産業構造を変えるというベースの目的があり、ハイテクやサービス産業、金融、医療のような新しいところを発展させるためにも、この改革が必要なのだということにも触れられ、大変印象的でした。

それではこの後、日本側のコメンテーターお二人の話を伺いたいと思います。日本側のコメンテーターを置くことは、日中セミナーで恒例としてやっていますが、中国側からお話を伺った後で、それが日本人の方から見て一体どういうことなのかを整理し、日本人から見たテーマという形で、日本側のコメンテーターをお願いしています。

最初は森川伸吾弁護士です。森川先生は弁護士として登録された後、北京の語言学院で研修を受けられ、中国の法律事務所でもいろいろ研修され、北京大学法学院も卒業して法学博士の資格も得られています。実務の傍ら、京都大学、立教大学でも教鞭を執られており、この分野の弁護士としては本当に第一人者だと思っています。

もう一方は、東京大学の大学院法学政治学研究科の平野温郎先生にお願いをしています。平野先生はむしろ企業人として最初は三井物産に勤務をされ、そこから上海对外貿易学院で学ばれるという経験をされた後、香港、北京、ニューヨークなどで13年余り海外駐在の生活をされ、日本に帰られて法務部の総合開発室長も歴任された後、2013年から現職で教鞭を執っておられます。

このお二人から、今の李司長のお話に対するコメントを伺いたいと思います。

それでは、森川先生からお願ひいたします。

<日本側コメント（1）>

コメントーター：森川 伸吾（曾我法律事務所 弁護士）

（森川） 李先生、大変素晴らしいご講演をありがとうございました。今、小杉先生からお話がありましたように、日本の観点から若干補足をするとともに、ご質問などもさせていただきたいと思っています。配布したレジュメがありますので、それに沿って簡単にまざご説明させていただきたいと思います。

まずは、今日お話にあった内容が、現行の中国の外資規制の枠組みの中で、どういう位置付けの部分についてのお話だったのかということを簡単に確認させていただきたいと思います。

このレジュメで「I 現行の中国の外資規制の枠組みについて」と書いてあるところです。レジュメでI、「原則型：外商投資企業を通じたビジネス展開」と書かれています。日本の企業はいろいろな業種がございます。製造業、流通業、サービス業、そのような分野の各種企業が、中国でビジネスを行おうとする場合、原則として中国に子会社を作るという形態を取る必要があります。ごく例外的にそれ以外のものもありますが、基本は子会社を作ります。より厳密に言うと、会社ではない企業というのも中国ではあります。外資が作った中国の子会社と、外資が作った中国の会社形態ではない企業を合わせて外商投資企業と呼ばれています。

この外商投資企業は、厳密には5種類ぐらいあるのですが、一般的には3種類あります。それがこのレジュメに書いた三資企業というもので、中外合弁企業、外商独資企業、中外合作企業です。これが典型です。それ以外に株式会社形態のものや、組合企業形態のものがあるのですが、これは非常にマイナーですから、あまり気にする必要はありません。

この三資企業については、三資企業法と呼ばれる法律が三つあります。中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法です。これらの法律は1979年から1988年ぐらいにかけて作られたものです。つまり、いずれも1980年代末までに作られたものなのです。

そういう三資企業法が作られた当時は、中国ではまだ国営企業の時代でした。より厳密にいようと1980年代は国営企業を国有企業に改革していくとしていました。これは所有と経営の分離ということで、国は所有するが経営はしないという形で、それを国有企業と言っています。この時代には、中国には会社法がありませんでした。会社法というのは、基本的に出資者が配当を受けるという制度ですから、出資者は働きもしないのにお金をもらう。不労所得です。そういう意味で、会社制度自体が、社会主義的ではない制度でしたので、この時点の中国ではまだありませんでした。

そこで、この三資企業法は、会社法としての性質と、外資を規制する法律としての性質を併せ持つものとして作されました。そこが中国の歴史的な特徴です。中国で会社法ができたのは1993年の12月で、1994年から施行されました。この会社法が施行された後も三資企業法は存続し、現在に至っています。

これはどこが特殊かと申しますと、非常に多くの国の外資規制では会社法というものが

ますあり、内国資本でも外国資本でも会社法に従って会社を作ります。プラスアルファ、外国資本に対しては上乗せ規制的に外資規制があります。こういう企業法制プラス外資規制という形で立法がなされるのが通常ですが、中国の場合は今申し上げたような歴史的な経緯から、外資規制が組み込まれている企業法としての三資企業法があり、今まで続いているということになります。

その三資企業法に組み込まれた外資規制は、大きく分けて2系統の規制があります。これがレジュメの「三資企業法に基づく設立手続きに組み込まれた外資規制」とあるところです。①がプロジェクトの審査認可（項目核准）です。これは先ほど李司長からも紹介があった、プロジェクトの客体を審査する、どういう内容のプロジェクトをやるのかを審査するものです。その担当が発展改革部門で、その中央のトップが国家発展改革委員会ということです。今日はこの部門のハイレベルの方である李司長にお話を頂いているのです。

もう一つの規制の枠組みが②の設立の審査認可です。これは商務部門が担当し、審査の内容は定款や合弁契約という、いわば法律文書がメインの対象となります。これも先ほど李司長から簡単にご説明があったところです。

本日は以上のうち①の部分について、動向などを詳しくご説明いただいたということになります。

プロジェクト審査許可について、今日は既に詳しくご説明いただきましたが、これについて若干補足します。レジュメのⅡの項目です。プロジェクト審査許可は、もともと外資規制として用意されたものではなく、内資企業にも同じく適用されています。ただ、その中で、外資については内資と全く同じ基準ではなく、ちょっと違った基準で審査をしています。そういう意味で、このプロジェクト審査許可は、外資規制としての側面も持つ制度であるけれど、外資規制そのものではないということになります。

プロジェクト審査許可は、外資との関係で言いますと、先ほど李司長からご紹介があったとおり、2014年に大きな制度の変更がありました。それまでは全てのプロジェクトについて許可を取らなくてはいけなかったのが、許可または届出に変わりました。非常に多くの分野で、届出だけで済むようになり、これが非常に大きな規制緩和になっています。本日の李司長のご講演では、この2014年の規制緩和を踏まえて、さらに最近どのような規制緩和が行われているのか、今後どういう方向で進むのかということについて詳しくお話を頂きました。

次のページは、設立の審査認可についてです。設立の審査認可についてのお話は今日の主たる対象ではなかったのですが、この後の質問に関連してきますので、その前提としてお話をさせていただきたいと思います。これは李司長には全く必要ないのですが、聞かれている皆さんには必要があるだろうということでお話しする次第です。

まず外商投資企業の設立、三資企業の設立は、原則として1件ごと、1社ごとに設立の審査認可が必要だというのが現行の規制です。例外として現在、自由貿易試験区、即ち先ほどご紹介がありました上海、天津、福建、広東の各試験区においては、ネガティブリストを使って、ネガティブリストに該当しないものについては、届出で設立できるようにするという改革がなされています。

また、こちらの改革に関連して、商務部が、去年の1月19日に外国投資法という法律のパブリックコメント用の草案を公表しました。これはあくまでも商務部が作った草案に

すぎませんので、中国の本当に確定した改革の方向性を示すものかどうかは微妙ですが、それでも非常に参考価値のあるものとして日本では注目されました。資料に外国投資法草案の示す改革の方向性を（1）から（4）まで書きましたが、これ自体は共産党の中央の決定に基づくものであり、中国の国家政策であると理解されています。

（1）は企業法と外資規制法の分離です。先ほど述べたような三資企業法、企業法兼外資規制はもうやめて、企業法は会社法、外資規制は外資規制の専門の法律に分離します。この分離するという方針自体は固まっていると理解しています。分離後の外資規制法はどんなものかということにつきまして先ほど李司長から、何をやってはいけないかぱっと見て分かるようなものにするのがよい、というコメントがありました。全くそのとおりだと思います。

（2）は個別の認可審査制度の廃止です。今まででは会社を作るたびに商務部門の審査認可が必要でした。これを廃止して、ネガティブリストによる管理をします。ここで言っているネガティブリストというのは、商務部が審査認可するかどうかを決めるためのリストです。届出だけでいいか、審査認可をするかどうかを決めるためのリストということになります。

（3）は、設立規制以外の規制を外国投資法に組み入れることで、外資規制についてのまとまった法律にします。例えば買収や国家安全審査ですが、国家安全審査については今日お話をありました。

（4）は事前管理から中途・事後管理への転換です。これは設立時の認可を緩める、これが事前管理を緩めることに他ならないわけですが、その代わりに事後管理を厳しくしていこうということです。これは具体的には報告義務を重くすることになります。

このうち（4）の事前管理から中途・事後管理への転換というところで、外国投資法の草案では、外資に対する事後管理としての情報報告制度を創設すると書いてあります。それで外国投資家、つまり外国企業、それから外国投資企業に報告義務が課されます。外国投資企業というのは、今で言う外商投資企業に近い概念です。この義務自体はネガティブリストへの該当、不該当を問わずに生じる、というたてつけになっています。

今日、李司長は講演の中で、外国投資の監督管理体系を整備するということで、中途・事後の監督管理を強化し、情報報告制度を確立するとお話しされており、まさに方向を同じくする話になると思います。先ほど李司長から、日本はどうなのだと尋ねられたのですが、実はこの分野は非常に興味深い分野です。企業情報の開示という意味では、長らく中国は日本より遅れていたというか、透明度が低かったのです。中国では、登記事項は、営業許可証に印刷されていて、役所に行くと登記事項の内容をプリントアウトしたものを出してくれました。そういう仕組みが既に1990年代からありました。私も中国企業の情報を取るために、工商行政管理局でそういう登記事項を取ってきたことがあります。

ただ、中国の登記制度はそもそも公示をするための制度として組まれていません。日本では不動産登記も商業登記も、公示をすることが制度設計の前提になっています。しかし、中国の場合は土地の登記も企業の登記も、政府が管理するという管理目的での登記制度があり、その一部を開示するという発想であったため、日本ほど開示が簡単にいかなかったところがあります。特に土地の登記についてはそういう側面が強いと思います。

ところが2年ほど前に、中国では「企業情報開示条例」を作り、インターネット上で企

業の登記情報を公示し始めました。これは非常に素晴らしい制度です。例えば中国企業と取引をするとき、その中国企業が実在するのかどうか、インターネットで見れば日本にいてもすぐ分かるのです。ロボット検索などを防止するために「3+4は幾つですか」みたいな質問に答えなくてはいけなくて、その質問が中国語で書いてあることだけがちょっと問題ですが、それは中国語がちょっとできる人なら何でもないことです。

さらにそれがすごいのは、日本の登記情報よりも開示されている情報が非常に多いのです。既に現時点で、出資者が誰かということが分かるのです。すると一つの会社の親会社が誰で、さらにその親会社が誰で、一番上の親会社は最終的には当然、国有とかでなければ自然人になりますが、誰が出資をしているかまで分かるのです。氏名もちゃんと出てきます。当然、役員情報なども出てきます。さらに、行政処罰を受けた履歴なども載るようになっていて、企業が自主的に開示した情報も、企業が開示を望めばいろいろ載せられるようになっています。日本だと、帝国データバンクなどの商業サービスを使わなければいけないような内容の相当部分が、無料でインターネットで、リアルタイムですぐに見られるという、すごいシステムを中国は作っておられます。

先ほど李司長からお話をありましたように、中国は非常に大きな国で、中国企業にとっても、遠く離れたところの企業が信用できるかどうかよく分からぬという場合に、この企業情報の開示システムは、取引リスク、取引コストの低下という意味では、素晴らしい社会的インフラだと思っています。

一方、日本はそういったところは、帝国データバンクを筆頭とする民間のビジネスでやっています。それを国がやり出すというと、民業を圧迫することになりますから、なかなか難しいのではないかと思います。そういう意味で、中国のそういう制度は非常にうらやましいところです。

外国投資法の草案との関係で言いますと、中国に投資をしている外国企業についていろいろな情報報告義務がありまして、そのうち一定のものが多分開示されるのだと思いますが、その範囲がどういうものになるのかが、外資にとっては非常に関心事項となっています。以上が補足でした。

次に3ページ目のご質問のところに行きたいと思います。ネガティブリストについてと、それ以外についてのご質問ですが、まずネガティブリストについてのご質問です。

①は先ほどご紹介がありました2015年10月19日に国務院が発布した、市場参入許可ネガティブリスト制度の実施に関する意見です。ここで言っているネガティブリストのうち、外国投資に関係があるのは、外商投資ネガティブリストです。これはまだ今後作るものだと理解しています。

②は、従来から発展改革部門が所轄しているルールの下でのプロジェクトの審査許可についてのリストのうち、政府が審査許可する投資プロジェクト目録です。この中の一つの章として外資についての規定が設けられています。

③は、外国投資産業指導目録、これはネガティブリストとは違いますが、その中の制限類と禁止類というのは、結局外資の投資を禁止したり、制限するということで、ネガティブリストと性質的には割と近いのではないかと思います。

④は、外国投資法草案でいう特別管理措置目録です。これは、外国投資法草案におけるネガティブリストに相当するものです。

このようにネガティブリストが幾つもあるという状況です。

④は草案にすぎませんが、①～③は既にあるリストです。こういったリストについて、整理統合される予定はもう決まっているのかということをぜひ教えていただきたいと存じます。より具体的には、③の産業指導目録には投資の奨励についての機能もあり、優遇税制を受けるための基準となったりするのですが、そういうところだけを残して、それ以外は廃止してしまうとすっきりしていいと思うのですが、そのような予定はないのかということです。

それから①の外商投資ネガティブリストと、④の外国投資法草案でいう特別管理措置目録というのは、同じものを違う表現で言っているのにすぎないのか、それとも別々になる可能性があるのでしょうか。

それから、②の政府が審査許可する投資プロジェクト目録、これは発展改革委員会の所轄ですが、これは現時点ではまだ廃止されていません。それで市場参入ネガティブリストが2018年から施行されることになっているのですが、2018年からはこれはもうなくなるのでしょうか。

以上がネガティブリストについての疑問です。

その他の質問は、今日のテーマとあまり関連性は高くありませんし、時間もありませんので、割愛させていただきたいと思います。

(小杉) 森川先生、ありがとうございました。

引き続き、平野先生にお願いします。今の質問の点は、この休憩後の質疑のところで、答えられる範囲で李司長からお答え願いたいと思っています。

それでは平野先生、どうぞ。

＜日本側コメント（2）＞

コメンテーター：平野 溫郎（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

（平野） それでは、私からお伺いさせていただきます。もともと30分ぐらいという想定でおりましたので、多少飛ばしながらにさせていただきたいと思います。

李司長から非常に率直なお話を伺うことができ、感銘を受けたのですが、私も今、大学の方に替わりまして、自由に発言できる立場になっていますので、率直に話させていただくこともあるかもしれません、それはご了解いただきたいと思います。

まずお話しいただいた政策の方向は、基本的には歓迎したいと思います。1988年に初めて中国に派遣されて以降、一貫して中国の外資政策の動き、外資法の動きを見てまいりましたが、ようやくここまで来たかと感銘を受けました。かつては内部規定の存在を始め、制度全般の透明性が低いという事情もありましたが、やはり非常に法制整備が進んで、透明性も向上してきているというのが率直な感想です。

「外資政策の基本的な考え方」というレジュメに沿ってお話しさせていただきます。先ほどジェトロの方からも同様な調査のご紹介がありました、国際協力銀行（JBIC）「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」というものがあります。調査対象が製造業ですので、必ずしもサービス業という、先ほどの李司長のお話とは若干合わない部分もあるかもしれません、製造業は依然重要だということで調査報告を見てみると、日本企業の海外での事業展開は引き続き拡大傾向にあります。その中でも、中国、それからASEANの5カ国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）が上位にあります。これはチャイナ+1という動きもあるかとは思うのですが、やはりアジアは経済発展が進んでいるということで、大きな企業戦略というものもあるかと思います。

そういう中で、これは私もある意味非常に残念であるし、疑問にも思うのですが、日本企業の対中FDI（直接投資）が、お話しにもあったように減少傾向にあるということです。先ほどのJBICのアンケートでは、中国については生産拠点、マーケット両面での重要性を支持する声が根強い。しかし、今日も話が出ていますように、コスト上昇、競争激化に加えて、新規の進出の不服感もあると指摘されています。

それ以外にも、従来から言われている、法制の運用が不透明であるとか、知的財産権の保護の問題なども挙げられています。しかし、これらが具体的にどういう問題なのかというのには当然、個々の分析が必要で、アンケート結果だけからは実は何も判断できません。一方で、アメリカの国務省が出している、China Investment Climate Statementの中でも同じような指摘があり、少し詳しく書かれていますが、いずれにしてもこれらは日本企業だけの課題ではないことかと思いますので、日本企業の投資が減っているという説明には直接はつながらないと思います。中国は既にアメリカに次いで世界第2のFDI（外国直接投資）のホスト国となっていますが、今まで、ある意味で一人勝ちのような状況にあったのが、サービス業やイノベーション関連の事業領域、あるいは中小企業の投資については、もしかすると他の国とのグローバル競争、ある意味で選別ということに遭遇してい

るのではないか、という気がいたします。従って、今回ご説明があった通り、外資政策の規制緩和や自由化、制度の持続的な改善は非常に重要です。また、これは個人的な印象になりますが、2012年ぐらいから、日本企業による中国への投資があまり歓迎されていないという印象を実は持っています。これにはいろいろな理由があると思うのですが、今日は林念修副主任から、歓迎というメッセージが非常にはっきり出されました。このようなメッセージを公式に発信していただくことは、大きな意味で投資環境の改善につながるのではないかと思います。

一方、中国自身も「走出去」の政策を推進されておられます。そういう意味では中国の外資法が先進的なものになれば、中国の自国企業の投資保護についても、海外と強力に交渉するレバレッジになるでしょうし、一つのモデルになるということもあると思いますので、ぜひそういう面からも外資政策、外資法の制定について、より先進的なものにしていただけたとよいかと思います。先ほど李司長から立法の出発点というは外資政策の安定、透明性、予測可能性とははっきりおっしゃいました。これは非常に重要なことだと思います。

さて、李司長は外資政策を大きな立場からご説明になられましたが、ここでは、商務部の外国投資法草案も併せて見ながら、中国の外資規制の緩和方向をどう評価すべきかということについて申し上げます。

一つ参考になるのが、これも資料に入っているのですが、世界銀行が2010年に「Investment Law Reform, A Handbook for Development Practitioners」（「世銀ハンドブック」）というものを出しています。これは発展途上国、新興国が外資法を作るときに、どう作つたらいいかをアドバイスするような内容です。中国はもちろんもう発展途上国ではありませんが、その Appendix 6 に Law Assessment Tool という評価基準があり、これに沿って評価してみたいと思います。今の三資企業法と、外国投資政策あるいは草案を比べてみると、今は3段階のうちの1 (weakest) と、真ん中の2 (moderate) の中間ぐらいにあるのですが、もし今回の政策が進めば、ちょうど2 (moderate) に改善されるということになるかと思います。日本、アメリカ、シンガポールは2から3 (strong/good practice) の間ぐらいにありますので、そこにはまだ至りません。全般的な外資政策としての、いわば相場感としての位置付けはこのようになります。

次に評価要素ごとにコメントさせていただきます。評価要素は幾つかあるのですが、まず参入が許される条件です。具体的には、事業領域による画定、要するに参入障壁です。例えば禁止業種を設けるとか、制限業種を設ける、許可制を取るとかいうものです。それから合弁化要求です。これは合弁でなければ進出を認めないというものです。

それから、選別及び許認可・届出義務です。これは投資のスクリーンをするというものです。

また、特定措置履行要求 (Performance Requirements) があります。これは、例えば、中国にも以前あった外貨バランスを取りなさいとか、製品輸出義務、製品輸出の比率と税の優遇措置をリンクさせるといったような仕組みです。これが、今日のご説明内容によれば moderate に向上するということだと思います。もっともどんな国でも完全な自由化はありません。日本もそうですし、シンガポールもそうです。ですから、3 ということにはなかなかならないわけです。ただ、アジアの主要新興国を見ますと、全件許可主義、つまり全

て審査許可が必要であるというシステムを取っているのは、今のところ、中国以外ではインドネシアとベトナムぐらいです。ベトナムは事実上そういう形になっているということです。ですから、中国が今回全件許可主義を放棄して原則自由化する、参入前内国民待遇を導入する、ネガティブリスト方式を取るということは、中国の経済発展の状況を勘案すれば自然な流れですし、むしろもっと早くてもよかつたかもしれませんと思います。

次に、投資保護ということについてです。これは今日のご説明では若干触れられたのみでしたが、外国投資法の草案の方では、7章に条文があります。項目としては一応 moderate に改善されるということですが、中身としてはもっと具体性が欲しいところです。特に内国民待遇の意義を明確にしていただくことが重要です。これはジェトロのパブリックコメントでも出ているポイントですが、この内国民待遇というのは、ホーム国（投資する国）の国民、企業と、ホスト国（投資を受ける国）の国民、企業を基本的に同一に扱うというのですが、この同一に扱うという意味には形式と実態の両面があり、実態的な意味で内国民待遇を明確化していただく必要があるのではないかと思います。というのは、中国の制度自体が内資にフレンドリーでなければ外資にとってもフレンドリーではないものとなり、結果として投資しにくいということになるからです。ですから、外資に対しては内資よりも国際的な標準からみてフレンドリーであるような待遇を与えるという、これは法律的には「公正・公平待遇」と呼ばれるのですが、このようなものがやはり必要かと思います。

例としては「収用」があります。公の目的のために外資企業の資産を国が強制的に取り上げる。これはどこの国でも主権の行使として許されているわけですが、収用するなら補償はしなさい、そして補償は適切かつ適時にしなさいというようなことが、国際法上の原則です。外資法を見ますと、法により補償するという規定になっています。これはどういう意味か。中国には、関係する法律としては物権法があるわけです。この物権法の42条という規定に基づいて中国国内の水準で補償されるだけでは、外資系企業にとって、その補償は十分ではない可能性があります。これは中国だけの問題ではなくて、発展途上国ではよくある話です。従って、世銀ハンドブックでも言っていますが、十分・迅速・実効的な支払い、“subject to the prompt payment of adequate and effective compensation” ということが先進国側の基準になっており、中国もこういった明確な補償基準を法律に規定していただくことが考えられます。

ここで、外資法の草案のことについて一つご質問させていただきます。外資は内国民待遇を享有するということで、条文の書き方は参入前には限定されていません。一方、いろいろご説明や資料を拝見すると参入前ということが強調されていますが、参入後についても内国民待遇を先ほどのようなレベルで共有できると理解してよろしいのか。政策的な考え方をお伺いしたいと思います。

次に、投資管理手続きについてです。これは透明性、効率性、迅速性が非常に重要です。成功例としてはシンガポールですが、小さい国ですから中国とは前提条件に違いがあるとは思いますが、同国には Economic Development Board というものがあり、外国投資に関するいろいろ権限をここ1カ所に集めています。非常に効率的に運用されています。この点、中国では、新たな枠組みでも発展改革委員会、商務部門、工商行政管理部門、地方政府ということで、外資管理にそれぞれの職能に応じて関与するとおっしゃっているのですが、

いろいろな機関があると、外資にとってはそれだけ手続きが大変になると思います。できれば、シンガポールのような統一的な窓口が作られないかと思います。さきほど、ワンストップ式の審査認可を模索、実行するというようなこともおっしゃっていたので、これは大変勇気づけられることだと思います。

それから、外資法は確かに外資政策を規定する最上位の文書ですが、たくさんのことと詳しく外資法に書くのは当然無理ですので、ガイドラインやマニュアルのような形で、多数の外資法令を一つにまとめて公開していただけないでしょうか。これは実務家の立場からのお願いですが、そういう整理の方針やスケジュールはいかがでしょうか。

また、合理的で順守可能なモニタリング制度ということですが、これは先ほど森川先生からも詳しく中国の制度も含めてご説明があり、中国のシステムが非常に進んでいるということでしたので、日本も見習うべきだと思います。ただ、国内の企業と外資系企業の双方に少なくとも同じ条件でそういった報告を求めるという、ある意味内国民待遇にしていただけないかと思います。外資法の条文だけ見ますと、外資系企業に対して非常に広範な、普通の会社法では求められていないような内容の情報まで詳細に開示するということで、非常に大変で重荷になるというような意見もあります。内資、外資平等ということであれば、それは外資としても一定程度は納得すべきところですので、そういうことで進めていただけないかと思います。

それから、安全保障審査システムです。これは中国だけの問題ではなく、アメリカもそうです。基本的に安全保障審査の概念は不明確なものであって、審査機関側の自己判断が容認されるため、実質的に投資の自由化を骨抜きにするように使われる恐れがあるシステムです。従って、どういう場合に発動するかとか、その基準、あるいは手続きの明確化が課題だと思います。また、できるだけ外国投資家が、申請の要否を自ら判断できるという制度にしていただけないと良いのではないかと思います。日本の制度も決して透明性が高いとは言えませんが、せっかく今度そういう制度が外資法で定められるということなので、この点を配慮したものにしていただければ、投資手続きの遅延も防げるのではないかと思います。この点、草案を見ますと、安全保障審査のガイドラインを作成・交付するとなっていますので、これは非常に良いことだと思います。

最後に、これは発展改革委員会にお願いすることではないかもしれません、会社法制の充実ということです。先ほど森川先生から、三資企業法がもし廃止されれば、会社法が外資系企業にも適用されるということでしたので、会社法の研究は今後大変重要になります。それで、実際、例えば東京大学でも、北京大学や精華大学と会社法の研究会をやっていますが、まだまだ中国の会社法は過渡期にあると思っています。例えば会社法に関する裁判例の公開であるとか、あるいは判決そのもののレベルの向上であるとか、そういう努力もしていただければ、投資環境の向上という観点からも大変良いことであると思います。

いろいろと申し上げましたが、基本的には、中国の外資政策、外資法制は、この30年間で一貫性を持って着実に進化してきたと評価しています。私のみならず、そのように評価している高名な外資法専門の先生もおられます。今後、外資法や会社法についても中国にリーダーシップを取っていただき、国際的に見ても高い水準の法制度を確立されることに大いに期待しております。ありがとうございました。

(小杉) 平野先生、ありがとうございました。大変明快で、広い視野からのコメントを頂き、大変有意義だったと思います。

それでは、講演の時間を終わらせていただき、休憩にします。

＜討論・会場質疑＞

(小杉) それでは、ちょっと時間を超過していますが、質疑の時間に移りたいと思います。最初に李司長から、森川先生、平野先生からのご質問に対するお答え、あるいはお二人の話を聞かれて、何かご意見、コメントがあればご発言を願いたいと思います。李司長のお立場として答えにくいようなものもあると思いますが、適宜、取捨選択をしてお答えいただければありがたいと思います。李先生、よろしくお願ひいたします。

(李) ありがとうございます。お二方からコメントを頂きました。できる限りご質問にお答えしたいと思います。

まず2015年のこの二つのネガティブリストに関して出されたものと、投資目録の関係性について質問をなされましたね。この二つは同じものなのか、それとも廃止されるものなのかというお話をしたが、このネガティブリストが出された意見に関して、そしてこのネガティブリストに関連する投資システムが出されています。投資が国の安全に関わるものを考えていきます。また戦略的な開発の投資以外、またそういったものに関連する以外、法にのっとって審議が行われるということです。また国家発展改革委員会が、この審査許認可制に関しては改革を行っていくことになります。そして最大限に企業の投資の許認可、審査は縮小していくことになります。

この二つは、この目録は、同時に存在しています。そして連携性があるということです。どのようにこれを結び付けていくかは、ちょっと難しいところはあるのですが、発展改革委員会部門と他の部門との間で、協力していかなければならない新たな任務となります。この投資目録に関しては最大限縮小していく。すなわち、ネガティブリストを極力縮小していくことになります。ですから現在の状況から見ると、両方は共存している状況になります。今後どのようにこれを結び付けていくかは、私たちにとっても大きな問題です。先ほども申し上げたように、私がお話をしたときに私たちのこの情勢に基づき、政府の転換もかなり速く進んでいると思います。私たちの予想をはるかに超えたスピードです。なかなか判断が難しいところもありますが、この両者は現在ともに存在しています。

それから、外国投資産業指導目録のご質問です。この中に制限類、禁止類というのがありますが、これがこのまま存在し続けるのかというご質問だったと思います。私の回答としては、この制限類と禁止類はこの後も存続します。奨励類に取って代わるということではないと思います。

それから、外国投資法の中の特別管理措置目録があります。東京大学の平野先生からも外国投資法のお話をありました。あまりコメントはできませんが、先ほどの考えには賛同したいと思います。特別管理措置法というのは、国務院や法律で、他の考え方が出ているというのは見ていません。一致しているはずだと思っています。

それから、お二方がお話しなさった内容、意見は、この立法業務にとっての問題でもあります。中国政府や商務部、発展改革委員会で、外国投資法の立法に関わっている人々は、さまざまなやり方で交流してほしいと思います。お二方のお話はよく分かりました。私にとっても大きな問題提起となりました。

注目されている今後の話ですが、幾つか部門があるということですね。原田理事長からも話がありましたが、制度改革の中で個人的にも、全ての部門がすぐになくなってしまうというのはちょっと難しいと思います。ただ現在の國務院が要求しているのは、例えば投資プロジェクト、土地や環境保護、計画、商務部、多くの部門があったのですが、ワンストップ式の審査を管理、例えば発展改革部門がやるというようなことは考えています。そして協力して行うということです。外国企業が投資をする際に、発展改革委員会だけに来れば、他のところに行かなくてもよくなるということです。そうすれば一連の形で審査が行われ、最終決定が出されます。そういうことは既に行われています。今後はもっと早く、円滑に行われるようになると思います。まず、以上が私からの回答です。

お二方からもさまざまな意見が出され、中国がさらに関係立法の整備に関して、そしてさらに監督管理制度をどのように新しいものにしていくかということにも、とても大きな示唆を頂くものでした。安全保障審査の概念がよく分からない、曖昧だという話がありました。中国の政府部門も海外の法律などを検討しているようです。やはり、とても簡単にしか書いていないところもあるようです。この安全保障審査部門が自分で判断できる自由裁量のところがかなりあるようです。

そのため、私たちも、よりきちんとしたルールを出す。どういったときに、この安全保障審査が発動するのかをはっきりさせたいと思っています。一定程度、これは皆さんの関心にお答えできる状況になっていると思いますし、これからも引き続き努力を続け、さらに透明性を高めたいと思っています。その自信はあります。さらにスピードアップした形で透明性が高まっていくことになると思います。また今後、より多くの機会で皆さんと交流できるようにしたいと思っています。私の方からは以上です。

(小杉) 今、一通りお答えを頂いたのですが、平野先生からの質問で、内国民待遇というのが、参入前の内国民待遇という話はありました、それは参入後も同じようにという方向なのでしょうかという質問がありました。

それから、こういう新しい法律がてきたときに、日本ではガイドラインやマニュアル、あるいは受け手側、利用する側に便利なようなものを作ることが考えられますが、そういうものは、中国では考えておられるのでしょうかという質問がありました。それはどうでしょうか。

(李) 中国の立法は、外商投資法だけでなく、他の立法も同じような問題があると言えるでしょう。法案が出る前後は一連のいろいろな規則が出るわけです。実施細則のようなものができ、それを補足していきます。法律のシステムとしては、これが全般的なものとして動いていくわけです。また、外国投資法に関しては、國務院の指示に従って関係部門がやっていますが、いつこれができるかということについては、私もはっきり申し上げられません。

ただ重要なのは、先ほどの講演の中で言いましたが、法律の草案、そして最終的に公表される法律そのもの、また外国投資の参入に関するルールや発展改革委員会の行政的な命令など、今後も参入の規制を減らす、そして審査認可を減らす、公開透明性を高めるというのが原則です。この外国投資法がいつできるか分かりませんが、いつになるとしても改革は拡大する、開放も拡大する、参入はより緩和したものとなり、透明性は高まるという考えです。

先ほどは投資プロジェクトに関しての許認可のプラットホームという話をしました。そのプラットホームの中には、企業の信用情報を交換できるようなプラットホームということも申し上げました。つまり公共の取引に関する開かれたプラットホームのようなものを構築していくことが将来像ではないかと思います。今、存在しているもの、さらに今後続々と出てくる改正案や命令などについてもぜひ注目していただきたいと思います。今後新しい外商投資法が発布される上で、こういうものは一つの方向性として理解できます。

また、参入後の国民待遇についてですが、もちろん参入前から内国民待遇ということであれば、その参入後ももちろんのこと、そういった精神は具現化されると言えると思います。中国で登録をし、そしてビジネスをするということであれば、中国としては良きサービスを提供する責任があると思っています。より便利で効率のある公開の窓口を作り、公平な競争ができるようにしていく。まぎれもなくそれをやっていくと思っています。ありがとうございます。

(小杉) ありがとうございました。それでは残りの時間を使って、フロアからのご質問を受けたいと思います。李先生はもちろん、コメントーターのお二人にも何かあればそれも聞いていただいて結構です。ご質問のある方は举手をお願いします。

(高木) 野村證券の高木新二郎と申します。的外的な質問かもしれません、日本、あるいはそれ以外の外国から中国に投資して進出した企業は、全部が全部成功するとは限らないわけで、中には失敗する企業もあるわけです。私の専門分野に関連するわけですが、失敗した企業が撤退する場合、中国には立派な企業破産法があるわけで、そういう破産法の手続きを使ってきれいに撤退することはできるのでしょうか。まだ日本企業で中国の企業破産法を使って撤退したという例を聞いていないものですから、教えていただければと思います。

(李) 法律に基づきまして、中国の合法的な経営主体であれば、当然、その所在国である法律に従うことになります。破産法、あるいは企業法、その他中国の法律、破産実施、あるいは会社法に関する司法解釈は、日本企業を含む外国投資企業が全て順守すべき根拠となる法律でございます。

(小杉) 他にいらっしゃいますか。

(細田) 吉野家ホールディングスの細田と申します。現在の合弁法の中では、全会一致でないと決められない事項が多くあります。仮にこの外国投資法ができた場合は、基本的

には公司法の規定に基づいた機関設計の変更が必要になると 157 条には書いてあるのです。例えば現在、全会一致でないと決められない事項を、公司法に基づいた機関設計をした場合、株主会で原則としては出資比率に基づいて決定することになると思います。

しかし、これまで非常に持ち分比率が低い株主であっても、全会一致の規定があるために守られていました。この少数持ち分の保護は、公司法の規定による機関設計の変更でも継続することになるのでしょうか。

(李) 実は、私はあまり会社法について研究をしておりませんので、私の守備範囲から外れてしまいます。申し訳ありませんが、趙さん、もし分かればお願ひします。

(趙 セミナーに同席していた法規司副処長) 合弁企業というのは、外国投資法はまだできていませんが、外国投資法の方でもし全会一致で定めるということであれば、同じ法律のレベルであるならば、会社法というのは内資と外資に適用する一般法で、外国投資法が実施されれば、これは特別法になります。法律の面では、特別法は一般法に優先されますので、外国投資法のこの条項の方が適用されると理解していいのではないかと推測されます。

(李) 外国投資法に関しては、皆さま、大変関心が高いようで、私自身も実は大変関心を寄せています。せっかくの交流の機会ですので、何らかの方法で、皆さまが抱えている疑問などをまとめていただいて、ぜひ共有したいと思います。もちろん、私たちはこの法律とは直接関係はありませんが、政府としていろいろ履行責任があつたり、あるいは産業政策を策定する上で、やはり外国投資法というのは、私たちもとても興味があります。

(小杉) 森川先生、日本の法律家として補足や、その他のご意見があればどうぞ。

(森川) 今ご質問いただいたところは、まさにみんな関心を持っているところです。外国投資法の草案によると、三資企業法は廃止されますから、そもそも特別法自体が存在しなくなります。そうすると、今、例えば 20% しか出資していない中国側がいて、拒否権を持っている場合にどうなるかというのは、結局は定款でどう定めるかによることになるわけです。

ところが、外国投資法草案の 157 条 1 項で、所定の期間内の変更を行わなければいけないと書いてあります。つまりこれによると、定款変更を行って出資者会を設置して、出資者会の決議要件なども定めなければいけないことになります。しかし、もし合意が成立しなかった場合にどうするということは書いていません。合意が成立しなかった場合に、今まであった規定をそのまま当面は継続するとか、または拒否権が維持されるように出資者会の決議要件として読み替えるとか、そういう規定が今の草案にはないので、ここはどうなるかは分かりません。いずれにせよ、今後もしこういった企業法と、外資規制の分離が行われて会社法にのっとって運用されるようになった場合には、一つの可能性としては全部の合弁でそういう交渉をやり直さなければいけないかもしれません。それは企業にとっては大変困ったことであろうと思います。

もう一つの可能性としては、そのような社会的な無駄を避けるために、みなし規定を設けるとか、既存の企業については昔のままでいいという規定を設けるとか、そういう対応をすることが考えられますし、望ましいと思っています。これについては、草案が出た後、新しい情報もなく、特段決まっていないということではないかと理解しています。

(平野) 日本企業だとやはりどうしても当事者間の合弁契約だけでその辺りを決める、重要事項については親会社の承認を得るというような決め方をするわけですが、恐らく世の中の流れというか、中国もそうだと思うのですが、先ほど森川先生も触れられたように今後は定款で取り決めることが重要になっていくでしょう。過去、日本の実務ではあまり気にしていなかったのですが、実は合弁契約の有効性には疑問がある部分もあって、やはり定款において全会一致要件など少数株主権保護のメカニズムをきちんと書いておくことは、法的には非常に大事なことです。中国も会社法の下では同様のことが考えられるので、改定交渉のときには「定款は非常に大切である」と主張していただき、必要な条項を入れるようになさって下さい。

(小杉) ありがとうございます。大変実務的なご示唆も頂いて、また今の中国の会社法制と投資立法のはざまの問題点も指摘していただき、ありがとうございました。

他に何かご質問はございますか。

(川口) 日清オイリオグループの川口と申します。今日はどうもありがとうございました。一つだけ、すごく基本的な質問ですが、中華人民共和国の外国投資法は、大体いつごろ正式なものが出てるのでしょうか。

(李) いつ出るかはまだ分かりません。個人的には、国務院では現在、起草中で、立法でまずこの書面を国務院に提出します。そして国務院が各方面からパブリックコメントを聴取します。外資に関する場所ですから、社会の一般の人たちがネット上やメディアでこれを見る事ができます。まずこれを開示します。そして国務院が審査し、採択して、法定の手続きが必要になり、人民代表大会で採択しなければなりません。先ほど森川先生がおっしゃった外資三資法はなくなるわけではなく、修正されるということです。

それから三つ目に、国内の専門家や学者などもさまざまな議論が出ており、三資法は取り消すべきだと言う人も確かにいるのです。計画の中では、これは改正ということになり、相当変わるとは思っています。

(森川) 全人代の常務委員会が立法計画を出していますが、そこには外国投資法などは載っていないで、代わりに外資三法が改正ということで載っているだけなのです。外資三法には、外資規制の内容と会社法的な内容が入っています。そして、共産党で会社法制を内外で統一することは、國の方針として決まっています。そうすると、立法計画に書いてある外資三法の改正というのは、すなわち外資三法を改正して、会社法的なものはもう取り除いて、外資規制だけにするということではないか、そうだとすると外資三法の改正という立法計画は、すなわち外国投資法を作るということに他ならないのではないか

と思います。ただこれは、単なる憶測、予測にすぎません。その点、立法計画をどう理解するべきかを教えていただきたいと思います。

(李) 簡単にお答えしたいと思います。全人代は5年間の立法計画があります。外資三法を改正するということは、決まっていることと言つていいでしょう。他の部門の職責などを見ますと、現実的に同時に外国投資法を作るというのは、そして外商投資法と言ってもいいでしょうが、投資をどのように保護するかということです。今、立法を練ったり、いろいろな実証を行っています。例えば法律弁護士とか、常務委員会の法制工作委員会、専門委員会などが、今バランスを見ているところだと思います。

この三資法、外国投資法は、まずどこを改正するか、そして推進されるのか、あるいは新しい法律を出すのか、その辺はまだ決まっていなくて、それぞれが今の考えを述べ合っている段階だと思います。また、外国投資家、日本の企業家もこれについて、とても関心があるというは分かりますが、自身の仕事からしても、国務院の今のいろいろな規定や条例もとても重要です。どのような法律であれ、あるいはその三法の改正であれ、新しい外商投資法ができたとしても、中央政府、地方政府がいかにこれまでの規制の手段を減らすかということに尽きると思うのです。より便利で、開かれた形にするかということだと思います。そして外国企業にも参入してもらうために、利便性を高めることだと思います。

これはどの国も、外資を信用して入れるのか、そして産業構造を調整しようとし、自国のメリット、ベネフィットにしようとするのかということですが、やはり最終的に政策決定機関として、あるいは中国の場合は共産党の分権であったり、国務院の計画であったりしますが、外国投資法をやるのだということは決まっています。これでお分かりいただけましたか。ありがとうございます。

(小杉) 他にございませんか。ちょうど予定していた時間に近づいてきました。他になければ、これで講演の部を終わりたいと思います。

＜全体総括＞

小杉 丈夫（松尾綜合法律事務所弁護士・国際民商事法センター理事）

（小杉） 今回の日中民商事法セミナーは、記念すべき第 20 回の会議となりました。テーマとして中国投資法を選びましたが、国家発展改革委員会 李亢法規司司長から、中国での立法作業の現状、将来の立法動向について、詳細で丁寧な御報告をいただきました。立法の実務の第一線の担当者としての率直、誠実な御発表で、日本企業にとって大変有益な情報を頂戴しました。

日本側から、森川伸吾弁護士、平野温郎東京大学教授にコメントをいただきました。日本側の発表者を立てる目的は、中国側の発表に対して、受け手である日本人が、どのようなことに関心があるのか、何が問題と考えているかを明らかにして、議論を深めることにあります。森川、平野両氏には、それぞれのお立場から、有益で建設的な御意見、御質問をいただいて、所期の目的を十分に果たすことができたと思います。

私は、当財団の理事として、1996 年の第 1 回から、このセミナーを担当しております。当初は、司会をしておりましても、日中間の議論が全くかみ合わず、会議の進行に大変な苦労を強いられたものでした。今回の日中間の討議は、まことにスムーズで、20 年間につみ上げられた、日中間の信頼と相互理解の賜と、あらためて深く感じ入った次第です。

セミナーのテーマも、当初は、仲裁、民事訴訟、契約法といった、基本法制に関するものであったのが、近年では、中国の急速な経済発展、社会変動もあって、PFI 法や、大気汚染など環境法や、農村の都市化などという、現代的な課題へと変ってまいりました。

林念修副主任からは、このような変化に応じて、日中セミナーのあり方、会議の方法等について改善したいという申入れがあり、私共も、今後の 20 年に向けて、心を新たに取り組みたいと考えております。

今回の日中セミナーに、中国から来日された林念修副主任、李亢法規司長をはじめとする国家発展改革委員会の皆様、明曉東公使参事官をはじめとする中国駐日本国大使館の皆様、セミナーを共催していただいた法務省国際協力部、日本貿易振興機構（JETRO）の皆様の御協力に深く感謝します。

本日会場にお集りいただいた皆様、本日の成功は、皆様の長年の御支援の賜です。私共財団は、皆様の御期待に応えるべく、過去 20 年の実績を踏まえて、新しい時代の日中法律交流の促進のため、更に努力を重ねたいと考えております。第 21 回日中セミナーは、今年 11 月北京で開催される予定です。引き続きの御支援、御助力をよろしくお願い致します。

本日は誠に有難うございました。

講演資料

- ・「外国投資立法の制定動向と外国投資への影響」 李 亢
- ・コメンテーター資料 1 森川伸吾
- ・コメンテーター資料 2 平野温郎
- ・第1回～第20回日中民商事法セミナー講演及び講師一表

中国の外国投資立法と外国資本への影響

国家発展改革委員会法規司司長 李亢

2016年2月25日

目 次

- 一、中国の「第12次5カ年計画」時期の外国投資の状況及び日本の対中投資の状況
- 二、中国の外国投資管理体制と基本的手順
- 三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向
- 四、外国投資者に対するプラスの影響

一、中国の「第12次5カ年計画」時期の外国投資の状況 及び日本の対中投資の状況

- * 「第12次5カ年計画」の時期、中国が実際に利用した外資の金額は絶えず増加している。
- * 2011～2015年、中国の実際に利用した外国企業直接投資は累計5,911億ドル（銀行、証券、保険の分野は含まず）となり、各年度それぞれ1,160.11億ドル、1,117.16億ドル、1,175.86億ドル、1,195.62億ドル、1,262.67億ドル、年平均3.7%増であった。
- * 2014年、利用した外国企業直接投資は初めて世界一の座に躍り出た。
- * 2015年、全国に設立された外国企業投資企業は26,575社、前年同期比11.8%増となり、実際に利用した外資の金額は1,262.67億ドル、前年同期比6.4%増であった。

2

一、中国の「第12次5カ年計画」時期の外国投資の状況 及び日本の対中投資の状況

- * 外国投資の質が持続的に向上した
➢2015年、新たに設立された外国企業投資企業一社当たりの平均投資総額は1,530万ドル、対2014年比5.1%増加している。
- * 外国投資の産業構造がいっそう最適化された
➢サービス業が実際に利用した外資は、前年同期比17.3%増の771.8億ドル、鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、造船、板ガラス等の国内市場の生産能力が深刻な過剰となっている業種は、外国投資企業の新規設立は基本的に認可されていない。
- * 外資による合併・買収取引が日増しに活発になっている
- * 世界ベスト500の多国籍会社の投資・増資は活発で、多国籍会社が中国で投資して設立した地区本部、研究開発機構等のハイエンドで機能的な機構が引き続き集中している

3

一、中国の「第12次5カ年計画」時期の外国投資の状況 及び日本の対中投資の状況

- * 日本の対中投資は全体的に減少傾向を示している。
- * 2011年～2014年はそれぞれ63億ドル、74億ドル、71億ドル、43億ドルであった。
- * 2015年、日本の対中投資は32億ドル、前年同期比26%減少した。

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(一) 分級・分業の管理体制

* 分級管理

- * 国務院及びその各職能部門は、外国投資関連政策の検討・制定、少数の特定の投資項目に対する審査許可を責任もって行う。
- * 地方政府は当該地区の外国投資の管理業務に責任を負い、同時に各地でも地元の状況に基づいて異なった分級管理モデルを採用しており、一般的には投資規模に従って管理の権限を管轄下の市、区、県に移譲している。

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(一) 分級・分業の管理体制

* 国家発展改革委員会

➢関係部門と合同で外国投資産業指導目録を立案し、外国投資安全審査の主要責任を引き受け、国が規定する権限に従い、外国投資の重大プロジェクトを審査決定する。

* 商務省

➢法に従い外国投資企業の設立及び変更事項を審査許可し、法に従い重大な外国投資プロジェクトの契約、定款及び法律が特別に規定する重大な変更事項を審査許可し、投資促進及び外国投資企業審査認可の業務を指導する。

* 工商行政管理総局

➢各タイプの企業（外国投資企業を含む）、農民專業協同組合、経営活動に従事する団体、個人及び外国（地域）企業常駐代表機構等の市場主体の登記登録及び監督管理に責任を負い、法に従って無許可経営を取調べ処置し取り締まる責任を引き受ける。

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(二) 逐一審査認可の管理モデル

* 外国投資プロジェクト審査許可（届出登録）

➢「外国投資プロジェクト審査許可及び届出登録管理弁法（規則）」（国家発展改革委員会、2014年5月17日公布）

➢外国投資プロジェクトの管理方式を改革し、外国投資プロジェクトを全面的な審査許可から限定的な審査許可と一般的な届出登録を結び付ける管理方式に改める。

➢□参入管理において外国投資に対して内国民待遇を模索・試行する。

➢外国投資プロジェクト管理の内容と手順を一段と簡略化し、企業の主体としての地位を際立たせる。

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(二) 逐一審査認可の管理モデル

* 外国投資プロジェクト審査許可

◆審査許可範囲：

- 「外国投資産業指導目録」の中国側持株（相対的持株を含む）の要求がある投資総額（増資を含む）10億ドル以上の奨励類プロジェクト、投資総額（増資を含む）1億ドル以上の制限類（不動産を含まない）プロジェクトは、國務院投資主管部門が審査許可を行い、その内、投資総額（増資を含む）が20億ドル以上のプロジェクトは國務院に届出登録を行う。
- 「外国投資産業指導目録」制限類の不動産プロジェクトと投資総額（増資を含む）1億ドル未満その他の制限類プロジェクトは、省レベルの政府が審査許可を行う。「外国投資産業指導目録」の中の中国側持株（相対的持株を含む）の要求がある投資総額（増資を含む）10億ドル未満の奨励類プロジェクトは、地方政府が審査許可を行う。
- 以上の範囲外の「政府が審査許可する投資プロジェクト目録」第1~10条に列挙されているプロジェクトに属するものは、「政府が審査許可する投資プロジェクト目録」第1~10条の規定に従い審査許可する。
- 上記範囲外の外国投資プロジェクトは地方政府投資主管部門が届出登録を行う。

8

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(二) 逐一審査認可の管理モデル

* 外国投資プロジェクト審査許可

◆審査許可の流れ：

- 申請報告書の作成、提出→審査許可機関の審査→審査許可を与えるか否かの決定を行う

◆審査許可の条件

- 国の関係法律法規および「外国投資産業指導目録」、「中・西部地区外国投資優位産業目録」の規定に合致する。
- 発展計画、産業政策及び参入基準に合致する。
- 資源を適切に開発するとともに有効に利用している。
- 国の安全と生態系の安全に影響しない。
- 公衆の利益に対して深刻な不利な影響を及ぼさない。
- 国の資本プロジェクト管理、対外債務管理の関係規定に合致する。

9

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

（二）逐一審査認可の管理モデル

* 外国投資プロジェクト届出登録

◆届出登録の流れ：

➢届出登録申請の提出→適合性審査の実施→届出登録を受け入れるか否かの決定を行う

◆プロジェクトの変更：

➢審査許可または届出登録されたプロジェクトに下記のいずれかの状況が出現したものについては、原認可期間に変更を申請する必要がある。

➢プロジェクトの所在地に変化が生じた。

➢投資側または出資持ち分に変化が生じた。

➢プロジェクトの主要な建設内容に変化が生じた。

➢関係する法律法規及び産業政策の規定に変更が必要となるその他の状況がある。

10

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

（二）逐一審査認可の管理モデル

* 外国投資プロジェクト届出登録

◆審査許可と届出登録の効力

➢有効期間内に着工建設しないものは、プロジェクト申請事業団体が有効期間満了の30作業日前までに申請の延期を原審査許可及び届出登録機関に提出しなければならない。有効期間内に着工建設せず、かつ延期の申請を提出しないものは、原審査許可文書の期間満了後に自動的に失効する。

➢規定の権限と手順に基づかず審査許可、または届出登録されたプロジェクトについては、関係部門は関連の手続きを行ってはならず、金融機関は融資のサポートを提供してはならない。

◆プロジェクトの審査許可及び届出登録後は、関係部門が監督管理を行う。

11

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(二) 逐一審査認可の管理モデル

* 企業の設立

➢ 外国投資プロジェクトにおいて外国投資企業の設立及び変更に関わるものは、商務部門が審査認可と管理に責任を負う。

* 国の安全と独占禁止審査

➢ 外国投資の合併・買収で国の安全問題にかかわる可能性があるものは、國務院が設置した国家安全審査省庁合同会議が安全審査を行う。

➢ 外国投資が独占（寡占）に関わる可能性があるものは、國務院の独占禁止法律執行機関が「独占禁止法」の規定に従い審査を行う。

12

二、中国の外国投資管理体制と基本的手順

(三) 指導目録の投資手引き

* 「外国投資産業指導目録（2015年改訂）」

➢ 国家発展改革委員会、商務省、2015年3月10日公布

➢ 外資参入を緩和する：一般製造業、サービス業。

➢ 外資の投入方向を手引きする：外国企業が現代化農業、ハイテク、先進的製造、省エネ・環境保護、新エネルギー、現代化サービス業等の分野に投資することを奨励し、外国企業が研究開発段階に投資することを奨励する。

➢ 政策体系を完全なものにする：市場による調節と業界による監督管理をさらに重視し、制限類の項目は79件から38件に減り、持ち株比率の要求がある項目は40%減った。

➢ 奨励項目は12類349項目、制限項目は14類38項目、禁止項目は12類36項目。

* 「中・西部地区外国投資優位産業目録」

13

三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

- (一) 「国民経済及び社会発展第13次5カ年計画制定に関する中国共産党中央の提案」
- (二) 「開放型経済の新体制構築に関する若干の意見」
- (三) 「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」
- (四) 自由貿易試験区

14

三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

- (一) 「第13次5カ年」計画に関する提案
 - * 対外開放の新たな局面を切り開き、深く融合した相互利益、協力の仕組みを形成する
 - * 対外開放の戦略的配置を整備する
 - 対外開放区域の配置を整備する
 - 積極的な輸入政策を実行する
 - 投資の配置を整備する
 - * 対外開放の新体制を形成する
 - 法治化、国際化、便利化の事業経営環境を整備する。
 - クロスボーダー電子商取引等の新型取引方式に便宜を図る体制を確立する
 - 自由貿易試験区建設の質を向上させる。
 - 参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を全面的に実行し、サービス業の対外開放を拡大し、銀行、保険、証券、養老等の市場参入を拡大する

15

48

三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

(二) 「開放型経済の新体制構築に関する中国共産党中央、國務院の若干の意見」(2015年9月17日印刷・公布、国家発展改革委員会起草)

- * 内・外資の法律法規を統一する
 - >中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法と外資企業法を改正し、新たな外資の基礎的法律等を制定する。
- * 開放分野を拡大し、参入制限を緩和する
 - >外資参入制限を徐々に緩和する：サービス業、一般製造業、インフラストラクチュア等。
- * 外国投資の監督管理体系を整備する
 - >中途・事後の監督管理を強化し、外国投資情報報告制度と外国投資情報公開プラットホームを構築し、企業信用情報公開システムのプラットホームとしての役割を十分に発揮させる。
- * 外国投資国家安全審査のメカニズムを整備する
 - >外国投資国家安全審査の法律制度、審査範囲を整備する。

三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

(三) 「市場参入ネガティリスト制度の実施に関する國務院の意見」(2015年10月19日印刷・公布、国家発展改革委員会起草)

- * ネガティリストの主な類型と適用対象
 - >市場参入ネガティリスト：国内外投資家に適用、統一的要件。
 - >外国投資ネガティリスト：国外投資家に適用、特別管理措置。
- * 外国投資企業が投資して固定資産投資プロジェクトを建設するときは、内国民待遇の原則に従い、国内資本企業と同じ審査許可または届出登録の手順を適用する

三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

（四）自由貿易区試行ポイントについて

* 自由貿易区試行ポイントの任務

- 2013年10月より、中国は自由貿易区試験ポイントの改革を推し進めてきた。
- 二年来、すでに上海から広東、天津、福建へと拡大している。
- 上海自由貿易試験区は改革の潜在力をさらに深く掘り起こし、改革分野を広げ、投資取引の円滑さ、通貨兌換の自由さ、監督管理の高効率・機敏さ、法治環境の規範化等の面における「リーダー」とならなければならない。
- 広東自由貿易試験区は内地と香港・マカオ経済との高度の協力を際立って促進する。
- 天津自由貿易試験区は北京・天津・河北の協同発展を際立って推進する。
- 福建自由貿易試験区は両岸の経済協力を際立って深化させる。

三、中国の外国投資政策と立法の新たな選択方向

（四）自由貿易区試行ポイントについて

* 自由貿易区ネガティブリスト管理モデル

- 2015年4月、国務院は「自由貿易試験区の外国投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」を公布した。
- 4つの自由貿易区が共用し、15のカテゴリ、50の条目、122項目の特別管理措置に分けられる。
- 2015年版外国投資産業指導目録と比べ制限が一段と取り消されるか、または緩和された。

* 自由貿易区試行ポイントの成果

- 自由貿易区の外資を導入して集める効果は際立って顕著である。
- 投資と取引の便利化の程度は大幅に向上した。
- 多くの複製、普及が可能な経験が形成された。

四、外国投資者に対するプラスの影響

(一) 外資参入に対する規制を緩和した

- * 金融、教育、文化、医療等のサービス業分野での外資参入規制が緩和され、一般製造業が一段と開放された。
- * 国の安全を守ることを前提として、交通、電気通信等の基盤施設及び鉱業等の関連分野に対し、外資に対する規制を徐々に減らした。
- * 市場参入ネガティブリスト以外の業種、分野、業務等は、各タイプの市場主体がいずれも法に従って平等に進出することができ、異なった身分と性質の市場主体に対して異なる参入の要求を提出することは二度とない。

20

四、外国投資者に対するプラスの影響

(二) 管理の規範化と円滑化が向上した

- * 現在各種の法律法規に分散している市場参入に関する禁止性の、制限性の規定をまとめて明示した。
- * 市場参入の透明性が大いに高まり、市場の主体が市場に進出するときの経済コスト、時間コスト及び潜在的リスクが引き下げられた。
- * 政府の市場参入管理調整の恣意性を大幅に低下させ、政府権力の自由裁量の空間を効果的に圧縮し、市場参入の管理効率を高め、また、腐敗がはびこる土壌を制度面から取り除いた。
- * 新しい「外国投資プロジェクト審査許可と届出登録管理方法」を修正・公布し、外国投資プロジェクトの管理内容と手順を簡略化すると同時に、外資政策の安定、透明性、予測可能性を保持するのに有利となるようにした。

21

四、外国投資者に対するプラスの影響

（三）公平な競争の市場環境を作り上げた

- * 改革を通じて、政府管理の重心を中途・事後の監督管理に確實に転じさせた。
- * 政府が法治の思考と法治の方式を運用して市場監督管理を強化し、制度化、規範化、手順化された市場監督管理制度を形成するよう促した。
- * 政府は「市場秩序のレフリー」、「市場環境の構築者」の役を立派に務めた。
- * 「審査認可に重きを置き、監督管理を軽んじる」を「審査認可を軽めにし、監督管理に重きを置く」に徹底的に転換した。
- * 偽物・粗悪品を作り、人を陥れてだまし取り、ビジネス機密を盗み取り、知的財産権を侵害し、信義・誠実に欠ける企業を適時に発見するとともに処分し、公平な競争の法制化されたビジネス環境を構築した。

有難うございました

日中民商事法セミナー（2016.2.25）

コメント・質問（森川）

I 現行の中国の外資規制の枠組みについて

原則型：外商投資企業（法人格のない企業を含む）を通じたビジネス展開

三資企業：外商投資企業のうち中外合弁企業、外商独資企業（正式には「外資企業」）および中外合作企業の三種

三資企業法（外資三法）：中外合弁経営企業法、外資企業法および中外合作経営企業法

三資企業法制定当時の中国企業：国営企業、集団所有制企業等の公有制企業

制度設計：「企業法（乃至、会社法）と外資規制を共に含むもの」としての三資企業法

1994年：会社法施行、三資企業法は存続

三資企業法に基づく設立手続に組み込まれた外資規制

- ①「プロジェクト審査許可」（項目核准）・・・発展改革部門／事業の内容
- ②「設立審査認可」・・・商務部門／定款、合弁契約等

II プロジェクト審査許可について

プロジェクト審査許可

- ① 内資にも適用される規制
- ② 外資のプロジェクトと内資のプロジェクトでは異なる扱い

（＝外資規制としての側面）

プロジェクト審査許可に関する規制緩和：「許可制」⇒「許可制 or 届出制」

↑ 本日の講演の主たる対象

III 設立審査認可について

外商投資企業の設立

- ① 原則：1件毎（1社毎）に設立審査認可が必要
- ② 例外：届出制（自由貿易試験区）

設立審査認可の改革⇒商務部が「中華人民共和国外国投資法」（「外国投資法」）のパブリックコメント用草案を2015年1月19日に公表。

外国投資法草案の示す改革の方向性

- (1) 企業法と外資規制法の分離
- (2) 個別審査認可制の廃止 ⇒ ネガティブリストによる管理方式
- (3) 設立規制以外の規制（外資買収、国家安全審査等）の外国投資法への組み入れ
- (4) 事前管理から中途・事後管理への転換

上記(2)（個別審査認可制の廃止）に関して：

- ① ネガティブリスト（正式には「特別管理措置目録」）に定められた投資領域および金額基準に該当する「外国投資」についてのみ外国投資主管部門（即ち商務部門）による許可が要求され、それ以外の「外国投資」には当該許可は不要とされる（草案26条）。
- ② 外国投資主管部門による審査許可の性質が外資の「参入許可」であることが明確にされ、審査の対象は、定款・契約ではなく、外国投資家およびその投資行為であることが示された（草案30条、32条等参照）。

上記(4)（事前管理から中途・事後管理への転換）に関して：

- ① 外資に対する事後管理としての「情報報告制度」の創設（草案第5章）。
- ② 「外国投資家」と「外国投資企業」に情報報告義務がある（78条）
- ③ 外国投資事項報告（85条～88条）、外国投資事項変更報告（89条～91条）、定期報告（92条～95条）の三類型の情報報告制度
- ④ 「情報報告」の義務は、ネガティブリストへの該当・不該当を問わずに生ずる

IV ネガティブリストについての疑問点

- ① 「市場参入許可ネガティブリスト制度の実施に関する國務院の意見」（國務院 2015年10月19日発布）の定める「外商投資ネガティブリスト」
- ② プロジェクト審査許可に関して從来から存在するリストである「政府が審査許可する投資プロジェクト目録」（政府核准的投資項目目録）
- ③ 「外国投資産業指導目録」のうち「制限類」と「禁止類」
- ④ 外国投資法草案でいう「特別管理措置目録」

V その他の質問

1. 紛争処理・準拠法について
2. 過剰投資・重複投資とプロジェクト審査許可制度

以上

I 外資政策の基本的な考え方（投資環境の整備）について

- JBIC（国際協力銀行）が毎年行っている調査「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」によれば、海外における生産比率および売上高比率はそれぞれ全体の約4割。FDIは引き続き拡大傾向。
 - ⇒ 海外事業展開が行われている国・地域としては、中国および ASEAN 5 か国を始めとするアジアが上位。従来からの China + One の動きに加え、近年のアジアにおける経済発展を踏まえた企業戦略による。今後とも、ASEAN（10 か国、総人口約 6 億人）への進出、域内クロスボーダー化、インサイダー化が深化。
- 一方で、日本企業の対中 FDI は近年相当な減少傾向。理由？
 - ⇒ 生産拠点とマーケット両面でのその重要性を支持する声は根強いものの、近年のコスト上昇、競争激化に加えて、新規進出の不服感があるとの指摘（上記調査報告）。
 - ⇒ 中国の投資環境に関する課題：「労働コストの上昇」（回答社の 73%）、「法制の運用が不透明」（同 54.1%）。「知的財産権の保護が不十分」、「為替規制・送金規制」といった、他の上位国にはない課題も。（米国国務省「China Investment Climate Statement 2015」においても、同様の指摘あり。）
- 中国（米国に次ぐ世界第二位の FDI ホスト国）の「一人勝ち」から、ホスト国としての選別・競争に直面？
 - ⇒ 中国が今後特に FDI を呼び込みたいと考えているイノベーション関連の事業領域、中小企業（SMEs）については、影響大。
 - ⇒ 中国が「新常态」の下で構造改革を進め、更に経済的な発展を遂げるために外国投資促進政策を進めるならば、包括的な意味での投資環境を持続的に改善し、「歓迎」メッセージを継続的に对外発信することが望ましい。
 - ⇒ “走出去”という国策の下、ホーム国として自国企業の投資保護を求めていくならば、中国自身も先進的な外資政策を取ることが交渉のレバレッジに。

II 外資規制の国際的な動向から見た評価

- 投資環境には様々な要素があるが、法的な観点からは、①政治・政策、経済等の体制の安定性、②財産権・契約上の権利の適切な保障、③投資奨励・保護策が重要。
 - ⇒ 「政策の安定性」：外資法において、完全で、詳細な対 FDI 政策方針および投資家保護措置が明示されることが望ましい。
 - ⇒ 中央の外資政策を正確に浸透させるため、外資法の条文は、啓蒙的、教育的な観点からも詳細なものとし、重要な用語の定義規定も充実させる必要あり。
- 一方で、ホスト国にとっては、国益の観点から、種々の投資規制を外資法で規定することは当然。
 - ⇒ こういった規制についても、同様に、明確かつ分かり易く記載されることが望ましい。
- 世界銀行「Investment Law Reform, A Handbook for Development Practitioners」2010 年（以

下、「世銀ハンドブック」という。) Appendix6:Law Assessment Tool の基準に基づいて、現三資企業法と外国投資法草案を比較。

⇒ 3段階の1(weakest)と2(moderate)の中間値から、ほぼ、2(moderate)に改善。日米、シンガポールには及ばず。

➤ 主な評価要素：

(1) 参入が許される条件(Considerations for Entry)

- ①事業領域による制限(Sectoral Restrictions) :
- ②合弁化要求(Prohibition or Limitation on Foreign Ownership)
- ③選別および許認可・届出義務(Screening Approach)
- ④特定措置履行要求(Performance Requirements)*

⇒ FDI を原則自由化（参入前内国民待遇の導入）を歓迎。

⇒ 外資法草案の内容は moderate. Weakest に分類される全件許可主義を維持しているのは、アジアの主要新興国では、インドネシア（法律上）、ベトナム（実務上）程度。中国が、全件許可主義から FDI を原則自由化し（参入前内国民待遇の導入）、透明性の高いネガティブリスト方式に移行するのは自然の流れ。今後、特別管理措置目録の対象事業領域の更なる開放が進めば、moderate から strong に近づく。

*既に多くの特定措置履行要求は解消済み。

(2) 投資保護(Investor's Rights, Guarantees and Obligations)

外資法草案第7章・投資保護（111条以下）に規定。一応、Moderate に位置付けられるが…

⇒ 全体として内国民待遇*の意義の明確化（JETROコメントも指摘）、公正・衡平待遇の明記が望ましい。

*内国民待遇では、ホスト国の投資家・投資財産に対して、ホスト国がどのような扱いをするかによって、ホスト国がホーム国の投資家・投資財産に対して与えるべき待遇が変わる（相対的基準）。公正・衡平待遇により、ホスト国の状況とは無関係に、外資に対して一定の待遇を与える（絶対的基準）。

⇒ 例えば収用時の補償。外資法草案 111 条 2 項に「法により」補償するとの規定があるが、中国国内法（物權法 42 条）に基づく国内的補償水準は、外資にとっては十分な補償とはならない可能性あり。

⇒ 世銀ハンドブックでは、good practice の一環として、「subject to the prompt payment of adequate and effective compensation」と記載。c.f. 「十分・迅速・実効的」「fair, prompt, effective and adequate」な支払が国際法上の義務（完全補償説）。中国が本原則を明言することで、外国投資家の confidence の向上に加え、経済のグローバル化の推進、国際的な FDI 保護の強化という潮流に貢献。

【質問①】

外資法草案では、内国民待遇を享有するとされ（6条）、参入前に限定していない。本日の説明では参入前が強調されたが、参入後も内国民待遇を享有できると理解して良いか。この場合の内国民待遇の内容はどのようなものが想定されているか。また、特別管理措置目録の対象事業領域についても参入後内国民待遇は享有できると理解して良い

か。

III 投資管理手続について

(1) 透明性、効率性、迅速性の向上

- シンガポールの Economic Development Board が成功例。包括的な許可権限を集中的に付与されている。一方、中国では、新たな枠組みにおいても、発改委、商務部門、工商行政管理部門、地方政府が関与の方針。
⇒ ワンストップ式の審査認可を模索・実行するとの方針は歓迎。

【質問②】

関係法令は発改委を始めとする中国政府の努力により、近年、既に相当な整理が進められている。今回、外資政策の歴史的な転換と外国投資法の制定、三資企業法の廃止（改正？）を機に、特に外国投資に関する諸法令（国务院各部の行政規則・規定なども含む）を整理し、法律・行政規則・外商投資産業指導目録と下部法令の間で矛盾があれば解消すること、ガイドラインやマニュアルの制定・公開を進めること、これらを各部・外資管理の現場・地方にも徹底することで、投資関係法令の執行や投資管理手続の規範化を強化することが期待される。こういった外国投資関係法令の整理方針やスケジュールについての見通しはどうになっているか。

(2) 合理的で遵守可能なモニタリング制度

- 会社設立後の情報報告（外資法草案第5章）の目的・範囲は、外資法や投資事項・条件遵守状況をモニタリングするために必要な、最小限度に止めることが望ましい。
⇒ 外資系企業は一般に閉鎖会社であるから、会社（公司）法が法定する以上の disclosure 義務を課すことは過剰。一方、一般的な意味での投資関係情報報告は、内外無差別を原則に。
⇒ 当事者所在国の会社法、証券取引法等の制度上、必要情報を取得できない可能性。例：92条1項6号の、外国投資家の関連者が展開する投資および輸出入貿易の状況等の情報。「関連者」の定義規定が必要。

(3) 安全保障審査システムの透明性向上

- 概念が不明確であり、審査機関側の自己判断が基本的に容認されているため、投資自由化を骨抜きにしてしまう過度に保護主義的・恣意的な運用のおそれが払拭できないという基本的な問題あり。
⇒ 発動基準や手続の明確化が急務。
⇒ 外国投資家が申請の要否を自ら判断できる制度とすることが望ましい。外資法草案 57条の安全審査要素が広汎な点は懸念材料。外国投資国家安全審査指南の作成・公布の方針は歓迎（外資法草案 68条）。
⇒ 柔意的な運用により不当に投資をブロックされた当事者の救済手段として、司法の保護は重要。米国では、制度に精通した弁護士に、弁護士秘匿特権に守られながらの事前相談可能。外資法草案 73条では行政訴訟免除が規定されているが、内国民待遇の観点からも疑問。制度の透明性が重要。

IV 会社法の近代化（特に、合弁契約の Enforceability の担保）

- 三資企業法が廃止されると、外資系企業の設立準拠法（組織法）としては歴史の浅い公司法が適用に。
⇒ 外資法草案 115条の趣旨に基づき、公司法に関する司法判決の公開、判決の品質の向上を図っていくこと

が望ましい。

⇒ 合弁契約の準拠法は、当事者（含む中国側）が予見可能性の高い法律を自由に選択できるようにすることが適当（外資法草案 164 条は中国法を強制）。

以 上

APPENDIX 6: LAW ASSESSMENT TOOL

LAW ASSESSMENT FRAMEWORK

	1 (weakest)	2 (moderate)	3 (strong/good practice)	COM- MENTS AND ACTION NEEDED
1- CONSIDERATIONS FOR ENTRY OF FOREIGN INVESTMENT				
Sectoral Restrictions	Long negative list or having at the same time positive and negative lists	Negative list with few restrictions such as those related to national security	All the sectors are open to foreign and domestic investors	
Prohibition or Limitation on Foreign Ownership	Foreign investors are not allowed	Foreign investors' ownership of equity is limited to a certain percentage (forcing them into joint venture)	Foreign investors can own equity without any limitation (100%)	
Minimum Investment Requirement	Minimum invest- ment is required for all investments	Minimum invest- ment is required for a limited number of very specific activities	No minimum investment require- ment for foreign and domestic inves- tors, normal capital requirement for companies applies	

Screening Approach	Screening is required with unclear and discretionary criteria	Screening is required with (i) clear definition of the responsible governmental entity, (ii) clear and objective criteria , (iii) time limit to take a decision (iv) decision needs to be motivated and (v) investor has an appeal mechanism	Screening is not required, investment is automatic, following normal company registration. Simple notification can take place in the case of FDI, for statistical and monitoring purposes	
Performance Requirements	Performance requirements are provided for		No performance requirements	

2- INVESTOR'S RIGHTS, GUARANTEES AND OBLIGATIONS

Fair and Equitable Treatment	Fair and equitable treatment is not granted	Fair and equitable treatment is partially granted	Fair and equitable treatment is granted to foreign and national investors with a reference to the minimum standard of customary international law, to non-discrimination and to the requirement of due process of law	
National Treatment	National treatment is not granted	Discrimination only for reasons such as: (i) controlling strategic assets in the national interest; (ii) defending national sovereignty in economic matters; (iii) stimulating the development of local industry and (iv) upholding issues of public policy, public health and public morality	National treatment is granted	



MFN Treatment	MFN Treatment is not granted	MFN Treatment is granted with (i) general exceptions such as reasons of public policy, national security, maintenance of public order or public health or (ii) specific exceptions such as taxation, intellectual property, existence of free trade areas, customs unions, regional economic integration organizations (REIO)	MFN Treatment is granted without limitations	
Guarantees against Expropriation	One or all the conditions for expropriation that are listed under "good practice" in the third column are not provided for		Guarantee that the Government will not expropriate except for a public purpose, on a non-discriminatory basis, in accordance with the laws and procedures ("due process") and subject to the prompt payment of adequate and effective compensation	
Convertibility and Repatriation	No possibility of convertibility and repatriation	Possibility of convertibility and repatriation with constraints such as in time, or formalities	Free and prompt transfer of funds such as profits, dividends, royalties, loan payments and liquidations, in a freely convertible currency of the investor's choice	

Alternative Dispute Resolution (ADR)	ADR is not allowed under the Law	ADR is allowed with some restrictions such as mandatory negotiations before arbitration and mandatory approval by the State for arbitration proceedings	ADR is fully allowed under the Law, with several options offered to investors (domestic/international arbitration, mediation, etc.)	
Entry of Personnel	Entry of foreign personnel is not allowed	Entry of foreign personnel is restricted for example only to managerial positions	Entry of foreign personnel is fully open, subject to immigration laws and regulations	



Box 22. Categories of Performance Requirements

Category	Performance Requirement
Prohibited by the TRIMs Agreement	<ul style="list-style-type: none"> ■ Local content requirements (supposedly to promote local enterprise) ■ Trade-balancing requirements ■ Foreign exchange restrictions related to the foreign-exchange inflows attributable to an enterprise ■ Export controls (requirement to export a minimum percentage of the production)
Prohibited, conditioned or discouraged by IIAs at bilateral or regional levels	<ul style="list-style-type: none"> ■ Requirements to establish a joint venture with domestic participation ■ Requirements for a minimum level of domestic equity participation ■ Requirements to locate headquarters for a specific region ■ Employment requirements ■ Export requirements ■ Restrictions on sales of goods or services in the territory where they are produced or provided ■ Requirements to supply goods produced or services provided to a specific region exclusively from a given territory ■ Requirements to act as the sole supplier of goods produced or services provided ■ Requirements to transfer technology, production processes, or other proprietary knowledge ■ Research and development (R&D) requirements
Not restricted	All other performance requirements

Source: UNCTAD (2004 a,3)

日中民商事法セミナー講師及び基調講演一覧表

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第1回東京 1996年11月	中国 孫延祐 白綠鉉 朱月芳 日本 (司会) 原 優 (パリスト) 小杉丈夫 射手矢好雄 季衛東 河本禎三 河村寛治	国家経済体制改革委員会政策法規司司長 中国政法大学教授 中国国際貿易促進委員会法律事務部副部長 法務省民事局参事官 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士 神戸大学法学部教授 株日立製作所中国事業開発部長 伊藤忠商事株法務部次長	社会主義市場経済法体制についての若干の問題点について 中国の民事訴訟制度について 中国の仲裁制度について
第2回北京 1997年10月	日本 三ヶ月草 河本一郎 中国 許 駿 日本 野村好弘 中国 許善達	東京大学名誉教授、当財団特別顧問 神戸大学名誉教授、当財団学術評議員 国家経済体制改革委員会政策法規司司長 東京都立大学教授 国家税務総局司長	明治(1868年)以後の日本近代法制度構築の歴史 日本の仲買人(BROKERAGE)に関する諸法律の概要 社会主義市場経済の法体系の整備に関する構想 日本契約法の総則的諸問題について 1994中国の財政・税制改革について
第3回東京 1998年11月	中国 于 吉 孫礼海 王保樹 日本 (司会) 野村好弘 (パリスト) 酒巻俊雄 藤野文悟 射手矢好雄 小賀野晶一	國務院経済体制改革弁公室綜合調研司副司長 全人代常務委員会法制工作委員会民法室副主任 清华大学教授/社会科学院法学研究所兼任教授 東京都立大学教授、当財団学術評議員 早稲田大学教授 伊藤忠商事(株)顧問 弁護士、当財団学術評議員 秋田大学教授	経済体制改革と経済立法 民事立法の動向「統一契約法を中心として」 国有企業改革と会社法
第4回北京 1999年6月	日本 上村達男 射手矢好雄 中国 下耀武 謝 平 日本 酒巻俊雄 中国 許 駿	早稲田大学教授 弁護士、当財団学術評議員 全人代常務委員会法制工作委員会副主任 中国人民銀行研究局局長 早稲田大学教授 國務院経済体制改革弁公室司長	日本証券取引法の概要と最近の改正について 日本の金融ピックパンと金融制度改革の状況 中日両国の会社法及び証券取引法をめぐる実務的諸問題 中国新証券法の概要 中国金融制度及び金融体制の改革の状況 日本会社法の最近の動向と問題点 中国会社法の改善について

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第5回東京 2000年11月	中国 許 駿 趙 健 孫憲忠 日本 (司会) 小杉丈夫 (ハリス) 射手矢好雄 横澤 力 松下満雄 星野英一 野村好弘 曾我貴志	國務院経済体制改革弁公室 司長 中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁員 中国社会科学院法学研究所民法研究室主任 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 通産省通商政策局通商協定管理課公正貿易推進室課長補佐 成蹊大学教授 東京大学名誉教授、当財団学術評議員 東京都立大学教授、当財団学術評議員 弁護士、糸賀法律事務所北京	中国の立法に関する進展状況 WTO加盟と中国の法制建設 物権法における不動産登記制度に関する基本的検討 (中国法制度改革全般) (WTO加盟) (WTO加盟) (物権法総括コメント) (物権法) (物権法)
第6回北京 2001年9月	日本 神田秀樹 塙野 宏 中国 于 吉 許 駿 吳知倫 日本 吉田耕三 中国 甘蔵春	東京大学教授 東京大学名誉教授 国家経済貿易委員会経済法規司副司長 國務院経済体制改革弁公室綜合調研司正局級巡視員 中央機構編制委員会弁公室司長 東日本旅客鉄道株元副社長 国土資源部政策法規司司長	企業活動の自由と規制一法的観点から見た日本の民間企業と政府との関係及び規制緩和の動向 日本における公的企業体の役割－日本の公的企業体(特殊法人、独立行政法人等)の歴史的状況及び問題点 法に基づく政府と国有企業の関係の確定 政府機構改革、部門職責権限並びに部門組織法 政府組織機構の設置と関係法律 公的企業の民営化をめぐる諸問題－日本国有鉄道の民営化の経緯と関係法令 社会主義市場経済と政府行為の転換
第7回東京 2002年9月	中国 趙旭東 許 駿 孫才森 日本 (司会) 小杉丈夫 (ハリス) 始閑正光 円谷 峻 射手矢好雄 佐久間總一郎 山田康博 渡邊頼純	中国政法大学教授 國務院経済体制改革弁公室司長 国家経済貿易委員会政策法規司綜合処理長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 法務省官房参事官 横浜国立大学教授 弁護士、当財団学術評議員 新日本製鐵㈱総務部国際法規ケルーフリーダー JETRO海外調査部長 外務省経済局参事官	中国の最近の民事紛争の実情と法制度整備の目指す方向 WTO加盟に伴う経済関連法制度の整備の状況と中国政府の具体的対応策 中国WTO加盟に伴う知的所有権関連法制度の整備の状況 (民法関係) (同上) (WTO関係) (同上) (同上) (同上)

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第8回東京 2003年11月	中国 任 璉 趙 宏 李國華 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 小杉丈夫 熊倉禎男 藪内正樹 服部正明 日本/大阪 (司会) 三澤あづみ (コメンテーター) 季衛東 川瀬幹夫 松井衡 中村恭世	國務院國家發展改革委員會法規司司長 國務院商務部條約法律司貿易處處長 國務院國家發展改革委員會外事司副司長 當財團理事・松尾綜合法律事務所弁護士 同上 弁護士、弁理士 JETRO企画部事業推進主幹(中国担当) 本田技研工業株式会社企画室主幹 法務総合研究所国際協力部教官 神戸大学法学部教授 弁理士 弁護士 松下電器産業株式会社IPRオペレーションカンパニー 商標・意匠セクション戦略グループマネージャー	国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況とこれに関連する法制度整備・改革の動向 知的財産権保護に関する法制と管理体制: WTO加盟後の具体的状況 中国側コーディネーター、閉会挨拶 (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上) (マクロ政策関係) (知財関係) (同上) (同上)
第9回北京 2004年9月	日本 松下満雄 郷原信郎 米谷三以 小杉丈夫 中国 劉文華 邱本 朱少平 王紹双 朱建元	成蹊大学教授 桐蔭横浜大学大学院特任教授 西村ときわ法律事務所弁護士 当財團理事 松尾綜合法律事務所弁護士 中国人民大学法学院教授 中国社会科学院法学研究所研究員 全国人大財經委經濟法室主任 財政部国庫司政府購買処長 中国購買及び請負入札ネットワーク社総裁	(I) 内需拡大とインフレーション抑制の法的コントロール (II) 日本の公共調達制度及び公共調達をめぐる違法行為の抑止対策について (III) 日本におけるWTO政府調達協定上の諸問題 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 同上 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター 同上

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第10回東京 2005年9月	奥島孝康 中国 干 吉 肖渭明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 射手矢好雄 布井千博 日本/大阪 (司会) 丸山 毅 (コメンテーター) 池田裕彦 中東正文	早稲田大学前総長 國務院国有資産監督管理委員会法規局副局長 國務院国家発展改革委員会法規司処長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 一橋大学教授 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 名古屋大学大学院教授	記念講演「日中學術交流の四半世紀」 (I) 中国企業のM&Aの実例及び関連法律規定 (II) 企業のM&Aに関する若干の法的問題 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第11回北京 2006年9月	日本 大塚 直 山田健司 益田 清 小杉丈夫 中国 周 珂 王小明 黄永和	早稲田大学大学院法務研究科教授 新日本製鐵株式会社環境部長 トヨタ自動車株式会社理事・環境部長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 中国大学法学部教授 中国冶金企画院副チーフエンジニア 中国自動車技術研究センターチーフエンジニア	(I) 循環型社会・環境低負荷型社会の形成に向けて (II) 環境保全・リサイクル・省エネ問題への取り組みについて (III) 21世紀循環型社会に向けたトヨタの環境経営 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター
第12回東京 2007年9月	中国 張治峰 陳佳林 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 射手矢好雄 松島 洋 日本/大阪 (司会) 田中嘉寿子 (コメンテーター) 村上幸隆 栗津光世	國務院国家発展改革委員会法規司処長 全人代法制工作委員会民法室処長 当財団理事・松尾綜合法律事務所弁護士 弁護士、当財団学術評議員 弁護士、当財団学術評議員 法務総合研究所国際協力部教官 土佐堀法律事務所弁護士・関西大学大学院 法務研究科教授 栗津法律事務所弁護士	(I) 中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響 (II) 中国民事訴訟法・仲裁法改正の動向とその目指すもの 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

開催地	講 師	役 職 (当時)	演 題
第13回北京 2008年10月	日本 上杉秋則 栗田 誠 山田 務 小杉丈夫 中国 黄 勇 邵中林 尚 明	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授 株式会社日本総合研究所主席研究員・前公正取引委員会審査局長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 対外経済貿易大学法学院教授 最高人民法院知識産権審判長 商務部反壟断局局長	(I) カルテル規制のあり方－日本の経験とその教訓 (II) 市場支配的地位の濫用規制と合併規制のあり方－日本の経験とその教訓 (III) 事件審査手法その他の法執行のあり方－日本の経験とその教訓 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(III)のコメンテーター
第14回東京 2009年9月	中国 石 宏 尚 明 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 沖野真巳 栗田 誠 日本/大阪 (司会) 横山幸俊 (コメンテーター) 松尾 弘 栗田 誠	全人代常務委員会法制工作委員会民法室副室長 商務部反壟断局局長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 一橋大学大学院法学研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授 法務総合研究所国際協力部教官 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 千葉大学大学院専門法務研究科教授	(I) 中国の「権利侵害責任法」について (II) 「中国独占禁止法」適用の現状と課題 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第15回北京 2011年3月	日本 近藤光男 小川 潔 小杉丈夫 中国 甘培忠 王嘉傑	神戸大学大学院法学研究科教授 住友商事株式会社執行役員法務部長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 北京大学法学院教授・中国証券法学会副会長 元中国通用技術集団総法律顧問	(I) 日本におけるコーポレートガバナンスにおける現状と今後の課題 (II) 住友商事グループにおけるコンプライアンスの徹底に向けての取り組み 総括スピーチ 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター
第16回東京 2011年10月	中国 袁 傑 余明勤 日本/東京 (司会) 小杉丈夫 (コメンテーター) 細田孝一 石本茂彦 日本/大阪 (司会) 江藤美紀音 (コメンテーター) 高槻 史 石本茂彦	全人代常務委員会法制工作委員会経済法室副主任 人材資源社会保障部法規司副司長 当財団理事・松尾総合法律事務所弁護士 神奈川大学法学部教授 森・濱田松本法律事務所弁護士 法務総合研究所国際協力部教官 大江橋法律事務所弁護士 森・濱田松本法律事務所弁護士	(I) 「中国独占禁止法」適用の現状 (II) 「中国労働法」適用の現状 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター 演題(I)のコメンテーター 演題(II)のコメンテーター

発行日：平成28年7月29日

発行者：公益財団法人国際民商事法センター

事務局長 北野 貴晶

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目3番5号 赤坂アビタシオンビル
TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833
ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：株式会社進和堂印刷所

代表取締役 鈴木 隆

〒135-0032 東京都江東区福住1丁目12番12号102
TEL 03(6240)3711